

令和3年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和3年6月11日(金)

午前9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第43号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第44号 令和3年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第45号 令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第46号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第47号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第48号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第49号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第50号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君

- 4番 金元直栄君
 5番 滝波登喜男君
 6番 齋藤則男君
 7番 江守勲君
 8番 伊藤博夫君
 9番 長岡千恵子君
 10番 川崎直文君
 11番 酒井和美君
 12番 酒井秀和君
 13番 朝井征一郎君
 14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	坪田満君
総務課	長	平林竜一君
防災安全課	長	吉田仁君
財政課	長	森近秀之君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	長	吉川貞夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	島田通正君
農林課	長	黒川浩徳君
商工観光課	長	江守直美君
建設課	長	家根孝二君
上下水道課	長	朝日清智君

上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

～日程第1 議案第43号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和3年度6月補正予算説明書を頂いております。

去る5月24日には詳細説明を受けております。これらに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

令和3年度6月補正予算説明書に基づき、課ごとに審議を行います。

それでは、防災安全課関係、4ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、防災安全課関係の6月補正予算、歳出を説明させていただきます。

説明書の4ページとなります。

款2総務費、目9防災費、新型コロナウイルス感染症対策事業の964万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染の長期化とウイズコロナの中、各施設に感染拡大防止のためのつい立てやサーモグラフィ、非接触型のアルコールスタンドの購入をお願いするものでございます。

財源につきましては、全て国庫対象となっております。

以上、防災安全課関係、6月補正予算の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっとだけ確認だけさせてもらいます。

これ、今までのいろんな対策でやってきた。たしかあの説明のときにこれで全てのいろんな公共施設関係が配備できるというふうにお聞きしたんですが、一応何かの規定、例えばサーモグラフィとか、そんなのはここに設置するよとか、そういうある程度の町でして、基準を設けて、一応今回のこれで全て配備されると。一応配備される時期は、もうこの予算通った後、今月末までとか、何かそんな期限はあるんでしょうか、それとも納品はもう入ってきてるとか、そんなんなのか、まだ例えばどうなのかというのをちょっと確認したいと思います。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 購入時期につきましては、この補正予算終了後に入札案件として対応していきますので、今後の購入となります。

あと、対象施設等につきましては、今ここが最善と思っています。ただ、コロナウイルスまだ不確定なところとか不透明なところがありますので、それは町の事情に合わせまして早急に対応していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私も今、上田議員が質問したのと同じようなことなんですけど、公共施設等に設置してるサーモグラフィの問題ですけど、今、公民館の中でも入っているところがありますよね。でも、そういうどこにこれで設置されるとか、どこはないとかっていうことを含めて、そこはまた一覧表としては僕は見てないように思うんですね。だから、その辺をどこかで資料を出していただくとありがたいんですが。

要するに、この設置で全ての必要と思われる施設に完備されるのかというのが一つ、もしあれでしたら、今の答弁では順次必要なところは予算措置ができればしていきたいという話もあったように思うんですが、そこがあんまり見えてない

んです。そこが見えるようにどこかでしていただくとありがたいです。

○議長（奥野正司君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） それでは、サーモグラフィにつきましては各幼稚園等にありますが、ちょっと一覧をお答えします。

サーモグラフィにつきましては、本町の東側1階の入り口、2階の入り口、あと消防庁舎、上下水道課の管理センター、永平寺支所の西側、開発センターの正面玄関北側、南側玄関です。

あとは松岡幼稚園から上志比幼稚園まで、あと児童クラブの出入口、あと松岡公民館、旧永平寺口駅舎、B&G海洋センター、ふれあいセンター、松岡のテニスコート、ニンキー体育館、四季の森文化会館とここの議場となります。

以上で30か所となります。

去年は25台。ここはちょっと学校関係と施設を中心に25台入れております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 去年入れさせていただいて、今回、また緊急事態、また今度サーモグラフィがない施設につきましてはガン型の体温で入っていた。幼稚園もそうだったんですが、最初はそこで対応できるというふうな現場からの声だったんですが、実際やり出すとそれで物すごいやっぱり手間がかかってくるのか、そういうこともありまして、今回、もう一度関係課全ての課にこのサーモグラフィ必要かどうかを確認したところ、今回30台ということで上がってまいりました。

基本的には各課に紹介してますので、これで完了かなとも思いますが、先ほど防災安全課が言いました、ただ、このコロナ禍の中でまたいろいろなところでやっぱり必要になってくる。そういうこともあるかもしれませんので、またそういったところは柔軟に対応していきたいなと思いますし、またご理解もいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、次に総合政策課関係、5ページから7ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、総合政策課関係の補正内容の主なものに

つきまして補足説明をいたします。

予算説明書5ページをお願いいたします。

まず、左側、デマンド型交通促進事業50万4,000円につきましては、本年4月14日に発生しました近助タクシーの自損事故において破損しました車の下についております乗降用ステップの修理費を計上するものでございます。

なお、近助タクシーの運行を考慮しまして、別の既決予算を活用しまして修繕は実施しております。今回、予算成立後、更正を行うものでございます。

また、事故の内容ですけれども、えちぜん鉄道永平寺口駅にお客様をお送りした際に、利用者の方に配慮しまして、なるべく駅の近くで降りていただくということで、ちょっと歩道部のところに進入してお客様に降りていただいて、その後、車道部に戻るときに歩車道境界ブロックに車の下の部分が、ステップの部分が接触したというものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

左側、移住・定住促進事業603万7,000円につきましては、コロナ関連の地方創生推進交付金を活用しまして、移住・定住促進を目的に情報発信への取組を行うものでございます。移住・定住に関する情報に特化したポータルサイトの作成や福井新聞社が発行いたします月刊誌『f u』での永平寺町の取組紹介を計画しております。

この『f u』での掲載は5回を予定しているところです。

また、この月刊誌の掲載内容につきましては、今後、パンフレット等に転用できるようにパンフレット用のデータ作成、またポータルサイトでも活用できるように、今ポータルサイト用の編集についても今回の委託の中に含んでいるものでございます。

7ページをお願いします。

左側、コミュニティ会館整備支援事業69万8,000円につきましては、各区より要望のありました会館施設本体や施設の附帯設備の改修のための補助金を計上するものです。

今回は市荒川区の会館のトイレの洋式化。これは男子トイレ1か所、女子トイレ1か所でございます。

また、京善区会館の屋根の修繕及び附帯の施設設備でございます非常警報器や非常灯といたしました消防用設備の改修に補助するものでございます。

右側、地域少子化推進事業50万円につきましては、本年度より、夫婦ともに

39歳以下の場合、住宅取得等に対して補助する結婚新生活支援金を創設したところでございますが、今回、夫婦のどちらかが25歳以下の場合、さらに10万円を加算するということが補助するものでございます。5世帯分で50万円を計上しております。

なお、この事業につきましては補助率10分の10で、県の補助事業を活用するものでございます。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） 説明書の6ページの左側なんですけれども、ポータルサイト作成業務委託料につきまして質問いたします。

永平寺町のホームページはリニューアルして物すごく親しみやすくなってよかったなということで印象を持っているんですけれども、これで併せて移住・定住のポータルサイトというのもできるということで大変いい事業だなと思って見ておりますが、こちらの完成のめどなどはいつ頃になっておりますでしょうか。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） なるべく早くということで考えてはいるところですが、できましたら年内というふうに考えてはおりますが、場合によっては年度内となることもちょっと視野には入れているところでございますが、情報発信急ぐべきところですので、なるべく早くということで対応してまいります。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 5ページ左側の近助タクシーの修繕のお話なんですけれども、親切から歩道部分に入って降りていただいて、出るときにちょっと接触事故があったということで。

これ、今後の対応としてどういうふうに話をされているかというところだけ教えてください。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） やはり基本的には車道部のところで止まって降りていただくということで、ドライバーさんには話はしているところでございます。

ただ、今回はどうも利用者の方のちょっと体の状況に配慮して、入ったほうが

いいだろうということで親切心から入ったというところでございます。仮に入る場合であっても当然その辺につきましては十分注意してということで、ドライバーさんの会議の中でも話合いを行ったところでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 6ページの左側、快適でうるおいのある美しいまちづくりの、いわゆる移住・起業・創業情報発信業務委託料（雑誌掲載）で400万余しが出ていますが、それなりにお金をかける。実際としてはなかなかこれだけ一気にかけるとするのは珍しいんかなって思いつつ、どういう内容で発信するのか。

なぜそんなことを聞くかといいますと、つい先般、産業構造の調査が報告されて、その中でいろいろ指摘されています。いわゆる事業継承の問題等にも関わらんではないかなと思うのでお聞きするんですが、例えばコロナ禍と一緒に地域おこし協力隊などの募集も併せてやっているなんていうことがあると、もう少し内容が充実されるんかなって思いつつ、内容はちょっと分からんのでお聞きしたいなというところです。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 現在計画しておりますこの月刊誌『f u』での掲載内容につきましては、既に永平寺町のほうに移住されてこられている方のインタビュー、また同じように移住して創業、起業されている方のインタビューと、あと町の支援策、町の重点施策等を発信していきたいというふうに考えているところでございます。

昨年度、転入者が増加につながったというところがありますが、住まいる定住で言いますと、前回、平成29年度にこういう『f u』で取り上げたときがそれまでの過去最高ということで、結構こういう情報誌で取り上げていただきますとそれを見てちょっと永平寺町に興味を持って、永平寺町に話を聞いてみたいということで問合せと、実際に転入者等が増えたという実績がございますので、今回、そういったことも考慮しまして、ちょっとお金をかけて取組を発信していきたいというふうに考えているところです。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 6年前の実績を基に、今回、もう一度これをやりたいという思いの下、やはり議会のほうからも、この永平寺町の子育てのまちとか、いろいろな取組をもっと町内外に発信するべきだという中で、この『f u』という雑誌、皆さんご存じだと思いますが、女性の方が結構楽しみに見られている、そういつ

たのがありますので、そういった層をターゲットに6年前に引き続き今回もやらせていただきたいなというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊につきましては、今、まちづくり会社のほうが地域おこし協力隊をとということで町のほうに来られましたので、今募集といたしますか、いろんなどころに発信をかけていきたいなと思っていますのと、もう一つ、またいろいろな町の団体の皆様のほうにも地域おこし協力隊をどうですかというふうなお話も町のほうからもさせていただいております。

ただ、今回、まちづくり会社さんのように手を挙げられる方、この前は漁協さんのほうにも川とかそういった流れの中で地域おこし協力隊という制度もありますよというお話もさせていただいて、採用されるかどうかは分かりませんが、そういう制度があるのかと。一回検討もしてみたいねというお話も出てきておりますので、またいろんなどころで地域おこし協力隊については発信をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） すいません。この『f u』に載るとのことですが、400万というところ何回ぐらい載せるつもり。

○総合政策課長（原 武史君） 5回 。

○4番（金元直栄君） 5回。耳が遠なつたんですかね。

僕が言いたいのは、地域おこし協力隊については以前からちょっとこの町で採用したときにはその待遇とか、いろんな意味での行動の問題で行政のほうになかなか至らん点があったのかなと。

ただ、地域おこし協力隊が地域の産業を担うということになると意味が違ふと思うんですね、僕。それはその人がその地域でやればいいと。ただし、それには行政が支援できる条件があるし、何年間か。

例えば県の制度なんかにのれば県の制度も何年間かの支援もあると。特にこの分野で言うと、農業なんかは本当に今担い手が少ない。でも、私たち農業委員会なんかであちこち視察に行ってみると、最近の生産組合の担い手って、農業を一回もやったことないとか、町の人たちがその担い手として就職してるってところが小浜のほうで見られたりしたこともあるので、ある意味、そういう分野でも本当に生産組合、今、担い手が大変になってくると思います。これで米価がまた下がるとさらにどうなるか分からないという状況の中で、やっぱり次の世代をどうしていくかという意味では、いわゆる農業をやってる分野の人にする

と昔の話で言うと、よく「農家にだけは嫁ぐなや」ということを農家の人が言っていたという時代がやっぱりあったんですね。そういうことを考えると、やっぱり今は農業に対して魅力を感じてる人たちも多くなっているという話も聞いていますが、実際は我々には見えてこない状況があります。

そういう意味では、こういう町の宣伝の中にぜひそういうのも一緒に入れてあるとより豊かになるのかなということをぜひ考えてほしいなどは私は思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 地域おこし協力隊につきましては、やはり受け入れる側の方々の対応といいますか、考え方も大切だと思っております。町では、今金元議員おっしゃられたとおり、農林課を通じていろいろな農業の団体にこういった制度がありますよ、地域おこし協力隊。ただ、3年間は町のほうも国も県も支援しますが、その後は独立とか、いろいろなこともあるというのもしっかりとこの制度をお知らせしまして、広く皆さんに利用していただけたらいいなとも思いますので、町としてはしっかり発信をしていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 6ページの左側の、今、月刊誌『f u』で5回の広報ということでの説明がありました。この結果については、平成29年に実施されて大変有効的な事業だというふうに感じております。

そのときからですけれども、この予算について、移住されている方の意見、声をお聞きして、取材に来てこの意見を聞いて、また『f u』に掲載し、力強い広報、アピールをしていくというあれですけれども。

ただ、実際に移住された方の声をお聞きしますと、大変こういう力をかけていただけるのはいいんですけれども、何かシステムが大変な負担がかかるんだと。移住される方、要するに来てそういうふうな行政処理を行う等々なんではないか。ですから、そういったこともきちんとできるような行政体制というんですか、対応を取っていくべきだというふうに思っております。

まだまだ行政の方については、これでいいんだというように理解していただいているんだというふうに感じておられるかもしれませんが、移住される方においてはなかなか大変な声があるんだよ、苦労があるんですよというようなことをお聞きしておりますので、そこら辺のご意見も、貴重なご意見を無駄にせず、この予算に活用していただきたいと、発揮していただきたいというふうに思います。

広報するのに今420万近くのあれですけれども、こういった広報料については当事者にとっては——当事者というのは移住される方にとっては、大変なあれなんでしょうけれども、何でもったいない、私らにそういうふうな補助を少しでもしてほしいなというような声もお聞きするときがあるんですね。ですから、それで足りるか足りんかというのは分かりませんが、そういったこともいろいろなご意見、そういったものを踏まえて、スムーズな行政運営をしていただきたいかなというように思っております。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 移住等に対する体制的な整備のことについてでございますが、今回、まずはPRということで、しかもコロナの交付金がございますのでそれを使っての活用ということで計画させていただいておりますが、これまでもちょっと議会では答弁させていただきましたが、地方創生推進交付金等を活用して、何年かかけてそういった受入れの体制整備、要は不動産業界さんとの連携とか、そういった連携等も踏まえて、各種団体等の連携も踏まえて、最終的にはそういった本当の意味でのワンストップ窓口といえますか、そういったものを民間団体等とも含めて構築していきたいというのが総合政策課のところでも考えているところでございますので、またそういったことについては頭に入れながら、考慮していきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、自治体、少子・高齢化が本当に大きな課題となっております。人口減少をどう食い止めるか、人口減少をどう抑え込むかというのが今大切な中で、こういうふうに永平寺町に来ていただけますとこういうふうなサービスがありますよとか、こういうふうに快適に生活ができますよとか、こういうふうな企業のいろいろな制度がありますよというのを町外の方にお知らせすることによって人口減少を食い止めることが大事かなと思います。

やはりこういった投資的な事業になりますと、いろいろなお考えもあるかもしれませんが、逆にしなかったら、ずっと人口が右肩下がりでずっと寂しい、そういった町になっていってしまう中で、こういった少子・高齢化を食い止めるためにどうしていくか、これはやはり全国的な課題になっていますし、これまで永平寺町もまち・ひと・しごとの戦略でいろいろ取り組んできた中で、所信でも申し上げましたが、最初、100人を超える社会減。入ってくる人よりも出ていく人のほうが100人毎年、6年前は多かったんですが、だんだんだんだん減ってきて

まして、今年度はプラス5人になった。人口減少はしてはいておりますが、食い止めることの、どういうふうにしたら食い止めることができるかというのを分かり始めてきた。そういった中で、こういった情報発信の予算、なかなかすぐ今日400万円これ使わせていただいて、あした結果出るものではありませんが、5年、6年のスパン、また10年のスパンを見ていただいたときに、今回のようなまた結果が出せるようにしっかり頑張っていきたいなと思います。

今、県内で社会増がプラスになっていますのは、鯖江市、越前市、そして美浜町とこの永平寺町、この2市2町ということで、またそういった中でのこういった提案ですので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、ちょっと2点お聞かせいただきたいのと教えていただきたいと思います。

まず一点目、先ほど皆さん説明いただいてあれなんです、1点だけ。6ページの左のところ、載せる掲載のところ、いろんな制度的なもの、施策は非常に分かるし、いいと思うんです。プラス、物すごく福井の県都に近い。

よくいろんなときに話すと、永平寺というと何かイメージ的に結構遠いように感じている人がいらっしゃるんですよ。だから、その中にぜひとも、距離的にも短いし、時間が物すごく早く県都の中の中心地へ行けるというのをぜひPRしていただきたい。

よく話すと、さっき言ったように、永平寺というと何か非常に勝山、大野のほん手前ぐらいにしか思っていない人がいらっしゃるんで、ぜひそこらを1点お願いしたいと思います。

もう一点、7ページのところの、これちょっと教えていただきたいところなんです、新婚生活の対象となる世帯のうち、U25、どちらか1人が25歳以下だったらプラス10万円ということで、やはりそれまでの中で、前からもちよつとやっていたらと思うんで、実績等があったらお知らせ。まだ実績上がってないかな。そこらあたりのことが1点と。

それから、たしかこの1人が25歳、所得制限があるようなことを前か何かそういうのあったと思うんですが、その所得制限が、例えば夫婦併せての所得制限なのか、世帯主の所得制限なのか。どうせ若い夫婦ですので、そこらあたりもちよつとお聞かせいただきたいのと。どこまでのラインの所得制限なのか。考え方によっては所得制限は県の施策やで仕方ないんかもしれませんが、所得制限なし

でも僕はいんじゃないかなと。もう来ていただけるんならということで、そこらあたりも確認したいと思って質問しました。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、町のアピールのところにつきましては、やっぱりそういったことは大事ですのでしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、もう一点の若い世帯への補助の件ですが、一応この事業としましては、その前段の39歳以下の場合の結婚新生活支援金、この中で夫婦の2人合わせての所得が400万円未満の世帯がまず対象ということで、所得制限は設けられているところでございます。

これにつきましては、実際、前年多くても今年少なくなってしまうとか、どこでとかというのいろいろあると思いますので、そういったことをしっかりまた県にも確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひ、今説明あったように、いろんな形で所得制限あるかもしれないませんが、私とすれば、別にここまでよりも、ぜひ来てくれるんだから内容なくてもいけるよみたいなところはぜひ確認して、またそういうふうな利点があればそういうふうをお願いしたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 繰り返しのお話になるかも分かりませんが、6ページの移住・定住のやつですけれども、ポータルサイトと雑誌掲載ということですが、おのずと対象というか、ターゲットといいますか、変わってくるのではないかなと思います。となると、載せる中身も変わってくるのではないかなと思います。

先ほど雑誌については『f u』ということですから県内の購読者に向けてということですし、町長のお話聞きますと、女性を中心ということでもあります。

それと、ポータルサイトはどうなんかな、県外も含めてなるのではないかなと思いますので、おのずと載せる中身も若干違ってくるんだろうと思います。

前回、町内の産業の実態調査しますと、ナンボ先生はやっぱり仕事やということで見学が来る場合、どんな仕事があるかということが大きなウエートを占めるということなので、そういった意味では企業の紹介とかというのもポータルサイトの中では出てくるのかなというのは若干想像はできるんですけれども、それら

のことも含めてどのように考えているのかということと。

先ほど中村議員が言われました移住の際のいろいろなご苦労があるということも踏まえると、なるほどなと私も今聞いてて思ったんですが、やはり受け入れる側といたしますか、どなたかが親身になってそういうところを寄り添っていろいろな手続、アドバイス等々をしていただく方がいらっしゃるのかなと。ぜひできるかどうか分かりませんが、行政の中で、こういうメンバーが受入れの移住のお手伝いをしますよというような見える形で、職員のお顔も載せていただければいいのかなと思うんですけれども、そういうような文字だけではなくて、受入れを待ってますよというような、そういうことも必要なのかなと思いますので、ぜひその辺をまたお考えをいただけたらなと思います。

それと、5ページに戻りますけれども、近助タクシーのことです。どうしてもこういう移動するということですから事故はつきものだと思っております。逆に言ったら、ちょっとした事故でもこういう形で予算にのせるということは、ある意味、何かドライバーさんにとってみればちょっとしたプレッシャーになるのかなと思いますので、それはあまりそういうことでないようなことができないのかなと思うのと。

やはりもう一つは、今回は物損でしたけれども、人身ということになりますとちょっと大変な重みにもなってしまいますので、できるだけそういうふうな、実際に運営している方々への注意喚起も必要ですけれども、万が一のときにも大丈夫ですよというようなこともぜひお考えをいただけたらなと思います。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、近助タクシーの修繕についてでございますが、本来は一般的な修繕ということで、ある程度の金額を当初から持っているというところで対応はしているところでございますが、今回、ちょっと破損した部分が特殊ものといいますか、本来、そういう車にはもともとついていないもの。近助タクシーということで特注で車の下につけられた、ドアが開いたときに出てくるステップということで、修繕に当たりまして、かなりの費用がかかるということで、予算として上げさせてもらったものでございます。

あと、移住・定住のところにつきましては、まずポータルサイトですが、ポータルサイトのほうは永平寺町の仕事の情報とか、暮らしの情報のことや、ワーケーションやテレワークなど町のことも含めまして全般的にポータルサイトのほうでは掲載を予定しているところでございます。

月刊誌『f u』のほうは、やはりまずは県内の方が見るということが想定されますので、転入とか転出抑制を、町外への転出抑制、県内のほかの方の転入というところになります。移住者のそこでインタビューとして集めました移住者の方のこれまでのご苦労とか、そういった例えばこういうところがよかったとかという声がありましたら、そういったものにつきましてはポータルサイトのほうに転載できるようにということも踏まえて予定はしておりますので、お互いの情報をうまく組み合わせて有効な発信になるように心がけてまいります。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、住民生活課関係、8ページを行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 予算説明書8ページをお願いします。

昨年と継続して新型コロナウイルス感染症地方創生交付金を活用して、新生児に対して5万円を寄附する事業を実施したいということで、今回の補正で増額補正をお願いするものでございます。

対象児童は、令和3年4月1日以降令和4年4月1日までに出生した子どものいる家庭に対して、その子ども1人当たり5万円の支給をお願いするものでございます。予算的には、令和4年の3月31日までに出生した子どもの分として今回の補正をお願いするものでございます。

プラス、昨年に引き続き転入者、令和4年の3月31日までに転入者世帯の中で、今年度出生した子どもがいる場合に対しても同様に給付金を支給することをお願いしたいと思っております。

1人当たり5万円で、出生者数対象の児童を120人と見込み、今回は590万円の補正をしてお願いしたいと思っております。この人数については、昨年度の実績を踏まえての人数でございます。

以上、補足説明とします。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、福祉保健課案件、9ページを行います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 新型コロナウイルス感染症対策事業、職員手当1,078万円の増額につきましては、6月6日から開始しました集団接種を運営する町職員の時間外勤務手当を支給するため補正をお願いするものです。

現在、延べ99回実施する計画で、日曜日と土曜日の分4時間勤務で算定しています。

ただし、接種対象年齢の拡大や県のワクチン接種センターの開設など条件が変更となった点があります。町では、安全な接種体制を確保しながら、早い時期に完了することを目指し対応してまいりますので、変更となる可能性はございます。

財源としましては、国庫補助接種体制確保事業補助金を財源としております。

以上、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 休みの日もこういった対応していただいてありがたいなと思っております。

机上の整合性だけ取りたいなと思うんですが、延べ人数1,078人となっているんですが、これは木曜日にも入った人数になるのでしょうか。これは入っていないというふうに認識すればよろしいのでしょうか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 入っていないと考えていただければ結構です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、子育て支援課関係、10ページから11ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援関係の6月補正の予算の説明をいたします。

説明書の10ページの左側をお願いします。

子育て世帯生活支援特別給付金事業667万8,000につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活支援をするために児童1人当たり5万円の特別給付金等をお願いするもので

ございます。

財源につきましては、国庫10分の10となっております。

右側をお願いします。

保育園施設管理諸経費121万につきましては、園児用2人掛け機の購入費、一般財源を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に充当することにより予算を組替えするものであります。

説明書の11ページの左側をお願いします。

放課後児童クラブ会計年度任用職員給276万9,000円につきましては、きめ細かな配慮が必要な児童への対応のため、松岡放課後児童クラブと志比北放課後児童クラブへ各1名、計2名の指導員を配置するための賃金等をお願いするものでございます。

財源につきましては、国庫3分の1、県補助3分の1となっております。

以上、子育て支援関係の6月補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 10ページ左側のほうの子育て世帯生活支援特別給付金事業のことについてと、11ページのほうもちょっと質問させていただきたいんですけれども。

こちらの特別給付金事業、対象が独り親世帯なのと独り親以外というふうに分かれていて、申込み不要というパターンと申込みが必要なパターンがありますね。一つは、独り親のおうちというのは児童扶養手当の部分で申請して、ふだん、通常も手当を頂いている状態で、そこのご家庭に申込み不要でお送りするということになると思うんですけれども、必ず独り親世帯の方というのは、これ、申込みをされているのかなというところが知りたいことが一つと。

あとは、自分から申請しないといけない。コロナによって家計が急変した世帯の皆さんにはこの郵送料が取られているので、これでお知らせするのかなと思うのですが、周知と、あと申請期間というのはある程度長く設けるものなのかなと思いますので、その申請期間、永平寺町どうされるのか、お教えいただきたいなと思います。

次に、11ページ左側なんですけれども、放課後児童クラブ会計年度任用職員

給のほうで気がかり児童向けに指導員を配備されるということで、松岡放課後児童クラブと志比北児童クラブということになっているんですけども、こういった指導員の方入られると現場ではすごく助かるのではないかなと思って感じるんですけども、永平寺町におきましては放課後等デイケアの施設が松岡の地区に1つとなっておりますので、例えば上志比地区の方ですとちょっと距離差が出て、なかなか利用するのも不便であったり、あとはこういったところに通いたいと思ってもなかなかできていないというような気がかり児童のケースもあるのではないかなと思いますので、こういった児童クラブの場所でこういった指導員の方配備されるということ、親御さんにとっても現場の皆さんにとってもすごくありがたいものではないかなと思いますが、今後のほかの児童クラブへの配備という予算拡大ということの考えはおありになるでしょうか。

○子育て支援課長（島田通正君） 子育て給付金につきましては、基本、児童手当を支給されてる方につきましては、こちらのほうで所得情報とか情報が分かりますので、申請不要でそのままこの時期に該当いたしますよというまずお知らせを出しまして、中には支給を辞退される方もおりますので、取りあえず該当者という形で通知を出させていただきまして、次に振込の日時をお知らせした通知を出させていただきます。

そして、生活激変につきましては、ある程度、当然7月の下旬、8月上旬にホームページ、広報紙等でお知らせをいたします。それを受けまして、申請の手続を町のほうに出していただきます。そこで、生活激変につきましては、令和3年度の1、2、3月の中で一番所得の低い月を基準にして課税世帯かどうかという判断をして、支給が該当するかどうかという判断をさせていただきます。

申請の時期ですけど、一応来年の令和4年の2月28日までの子どもも生まれた時点で対象となりますので、期間としましては来年の令和4年の2月28日までの期間が申請期間となっております。

放課後児童クラブにつきましては、今後、このようなきめ細かな配慮が必要なお子さんが児童クラブのほうに入会したいというお話がございましたら、関係機関とか含めまして、児童クラブの先生につきましてもその子が受入れ可能かどうかもしっかりとお話をしまして、できる限りの対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 10ページの左側の、子育て世帯生活支援特別給付金事業のことですけれども、いわゆる非課税世帯、この子育て世帯の非課税世帯って言うのと、収入所得で幾らぐらいで対象になるんですか。人数はここに書いてありますけれども。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 対象ですけど、住民税の均等割が非課税の方が対象となっております。

○4番（金元直栄君） だから、収入所得が幾らぐらいでそうなる。

○子育て支援課長（島田通正君） それは、税情報の税務課が出される情報からいただきます、住民税非課税のところは対象とするような形になっています。

○議長（奥野正司君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 対象の方というのは、基本的に給与収入だと思われまので、そちらでお答えしますと、独り親の場合は、所得が125万円ですので、年収で200万円弱ぐらいの方が対象となるということでございます。

独り親とか何もない方ですと、収入は93万円以下の方になります。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私が言いたいのは、子育てしながら200万円以下、「ワーキングプア」と言われる言葉があるんですけれども、200万円以下の収入というのは。そういうことを考えると、非課税世帯、国の制度はそういうことでそこに支給するということになっています。だから、町独自に、やっぱり低い収入で頑張っている人たちにもう少し何か枠を広げるというんですか、そして独自の支援は考えられないのかというのを一遍考えてみたらいかがかなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） その分につきましても課内のほうで検討させていただきまして、今回、コロナウイルス関係で実態調査をされていると思うんですけど、そのアンケートを踏まえまして、本当に必要なところに支給したいという形で今回は見送りをさせていただきました。アンケートを踏まえた形で対応を考えたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） これは直接関係あるかどうかは分かりませんが、例えば独り親家庭で複数の子どもさんがいる家庭なんかは、実際、お母さんとかお父さんが

いない間、子どもが兄弟の面倒を見るということで、ある意味、それが一日何時間以上になると「ヤングケアラー」と呼ばれるということにつながってくるのでですね。

そういうケアについて、本来は制度的に保障すべきなのにされていずに、家族のそういう負担に任せているということが今社会問題になりつつあるので、そこも含めてぜひ一度考えていただけたらありがたいと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 独り親につきましては、国のほうから今回3回目ということで1人当たり5万の支給をされております。数字的に言いますと、86世帯で130人程度で550万ほどの町内では支給をされております。これが今回3回目という形で支給のほうされております。

上乘せ分につきましては、先ほど言いましたとおり、実態調査を踏まえまして対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥野正司君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） では次に、農林課関係、12ページから13ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） それでは、農林課関係の補正内容につきまして説明をいたします。

12ページ左側をご覧ください。

まず、担い手育成事業、園芸・水稻育苗ハウス雪害復旧支援事業ということで、本年度1月の豪雪により破損して農業経営に大きな影響を及ぼしている農業用施設の復旧費の一部を支援するために補正をするものでございます。

町が要望調査を農業者の方にした結果、生産調整組織と個人農業者2件の申請があり、どちらも園芸ハウスが被災したものでございました。

内容は、補助対象事業費528万円に対して361万1,000円を支援するものであり、その財源としましては国庫補助金が補助対象事業費の10分の3以内、156万5,000円、県補助金が施設耐用年数経過状況等の算定基準に基づいて計算した金額136万5,000円、町負担金としてその県補助金の2分の1の68万1,000円を充当するものでございます。

今申し上げましたとおり、歳入の県支出金、県補助金、農林水産業県補助金、農業費補助金で国県補助金を歳入補正293万円を歳入補正するものです。

次に、12ページの右側をご覧ください。

農地中間管理事業、機構集積協力金返還金について補正を計上しました。

平成30年に農地中間管理事業により、福井県農地中間管理機構を介して賃貸借契約された農地につきまして、道の駅禅の里駐車場の拡張事業の用地となったため、農地の借受け手と貸し手との解約合意が成立したことを受け、農地の出し手に支払われた経営転換協力金10万円について国に返還する必要があるため歳出補正するものでございます。

これにつきまして、農地の出し手からの返還金を受入れをしますので、歳入の諸収入、雑入、雑入、農林水産業費雑入を増額補正するものでございます。

引き続きまして、13ページをご覧ください。

これにつきましては、ため池等整備事業負担金というものの歳出を補正させていただくものでございます。

平成30年7月にありました豪雨に伴うため池の決壊による水害を機に、国は令和2年10月1日に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法を公布し、令和12年度までに防災重点農業用ため池の点検並びに防災工事を実施することとしました。

これを受けて福井県では、令和2年度、昨年度から県内の防災重点農業用ため池を災害発生時の想定被害額や貯水量、浸水区域にある住宅数や公共用施設の重要度、緊急輸送用道路の有無などから優先度を決めて、優先度の高いため池から順番に劣化状況調査並びに地震・豪雨耐性評価の業務を実施しております。

これによって、異状なし、経過観察、補修、防災工事のいずれかの診断をして、防災工事が必要とされたものにつきまして、令和12年度までに県または町が工事を実施していくことになります。県が事業主体となる事業につきましては、受益面積が2ヘクタール以上、かつ事業費が800万円以上に該当する場合は、その事業費につきまして10%を町が負担金として負担をいたします。

また、町が事業主体となる事業、受益面積が2ヘクタール未満または事業費が800万以下の場合は、町が85%から90%になりますけれども、国と県の補助金を受けて、それにより事業を実施していくことになります。いずれの場合も、国のガイドラインにより地元の負担金、受益者の負担金は徴収しないこととされております。

現在、永平寺町には24か所の農業用ため池があり、そのうち16か所がこの防災重点農業用ため池に該当して、そのうち14箇所が現在も農業用として利用されております。

その一つである永平寺地区、谷口遺跡の水谷ため池は、下流側に緊急輸送道路である国道364号やえちぜん鉄道があつて優先度が高いことから、令和2年度に県が所定の評価を実施しております。その結果、防災工事が必要かつ県が事業主体となる事業に該当するとの結果が出ております。

これによって、ため池の管理者でございます地元の土地改良区が事業申請人となり、事業申請、法手続を行い、町は広告縦覧やその他関係協議などの手続を今年度進行中でございます。

県も測量実施設計業務に着手しておりまして、その費用が2,000万円であることから、今回、その10%をため池等整備事業負担金として補正計上させていただくものであります。

この工事の概要としましては、堤体の補強、内側のブランケットという部分の土質改良による遮水性の向上、それと取水施設と洪水吐という施設の改良を行うものです。

工事につきましては、令和4年度着工し、6年度完成の予定と聞いております。

また、県は今年度、花谷地区のため池でも地震・豪雨耐性評価の業務を実施しておりまして、14か所のうち、残りの12か所につきましても、順次、そういった劣化状況調査並びに地震・豪雨耐性評価を行って行って、診断に基づく対応を順次実施していくこととなります。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 測量設計業務で2,000万のうち10%ということですが、測量設計業務で大方1割かかるとしても2億円、5%だとすると4億円ぐらいの工事になるのかなと思うんですね。

そこで聞きたいのは、谷口、花谷、あの辺でというと漏水工事をしたため池ありましたし、中部縦貫道の工事の前辺りに1か所の整備したため池もありますし、花谷のやつも中部縦貫道の工事のことで補修したのではなかったかなと僕は思うんですが、その上にまださらにそういう工事が必要だということなんですか。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） ただいまの件でございますけれども、確かに中部縦貫自動車道で水谷ため池も何か改修、手はかかっていると伺いはしております。でも、大規模な決壊とかいうおそれがあるかどうか、その安全性を確認することが必要がないような大規模の構造的な改修工事をやったものではないということをお聞きしております。

それと、花谷のため池につきましても、堤体につきましてもたしか昨年ですか、修繕改修、一部部分的なことはやっておりますが、これにつきましても、今、こういう国の方針としてため池の安全性を確保するために再度点検しろという、やらなあかんような点検まではやっておりません。改めて、そういった念には念を入れてというか、そういう点検をして安全を確保するということで、先ほど申しましたように、水谷ため池につきましても堤体の外側の下のほうの部分でございますけれども、強度的にちょっと不足をすることが分かりました。

それで、工法的に腹付け盛土というもので斜面の途中からこうやってまた盛土をして補強をするというのがまずの目的でございます。それに併せて、大規模な改修をするときに内側のブランケットというところもやっぱり浸水があると危険に下がるので、念には念を入れてブランケット部分も土質改良した上で遮水性を高めると、そういった工事になるということでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 災害が多い中でため池が原因の、ため池の決壊とかいうことでかなり被害があったことが、ここ数年の間に続いているというのは知っています。そういう意味で、本町には何か所か、24か所のため池があつて、そのうちそれなりの大規模なものについては対処、対応というか、監視も含めてやっつくんだということで、いわゆる災害対応も含めて、規模の大きなやつについては国や県がしっかりと監視していくという手当ての一つということで見ればいいんですね。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 今金元議員さんおっしゃいましたとおりのことで結構かと存じます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 同じくため池整備事業なんですけれども、これ、特別措置法ということで、令和12年度まで。これ、工事完了が令和12年度なのか、測量が、そこら辺ちょっとはつきりしてほしい。工期すごい3年とか4年かかるケースもありますんで。

それから、町内の今使っているため池が対象ということで、これ、調査の結果、防災工事が必要かどうかというのはもう結論は出てるんですか。それに基づいて、令和12年度までの幾つのため池が対象になると。年次計画で全ての対応をしなければいけないんで、令和12年度までの計画ができ上がっているのかどうかというところを確認します。

○議長（奥野正司君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） まず調査に関しましてですけれども、これから順次やっていくということで、今は水谷ため池、ことしは花谷ため池の調査をしているので、1年に1か所ということもないですけれども、県下の全部のため池、防災重点農業用ため池に該当するものを調査していくので、主体は県がされるので、進捗につきましては県がどういうふうに考えているか、優先度をつけるかということで、永平寺町内のため池を順次詰め込んで調査していくかどうかというのはまだ私どもも確認しておりません。

それと、改修につきましては、令和12年度までに完工する予定というふうにお伺いしております。

それと、すいません、先ほどの金元さんの質問にもございましたけれども、事業費でございますけど、本当にまだ予定の概算費なんですけど、2,000万円の調査費なんですけれども、水谷ため池につきましては事業費は、工事は8,000万というふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ、暫時休憩したいと思います。

10時20分より再開させていただきます。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、建設課関係、14ページから15ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、予算説明書の14ページ左側をお願いします。

住宅支援事業の負担金補助及び交付金であります。空き家対策事業の一環といたしまして空き家所有者の方が遠方居住や施設入居などの理由から直接管理することができない空き家の管理を民間事業者による管理代行サービスを活用し、定期的に空き家の適正管理に努め、利活用の促進や老朽空き家の発生を抑制していきたいと、空き家適正管理促進事業補助金として18万円の補正をお願いするものであります。

補助金の額につきましては管理代行サービスの利用に要した経費の3分の1、上限額を1戸当たり3万6,000円とし、補助の対象期間は3年間としております。

財源につきましては、国、県からの補助金として13万円を充当しております。

この管理代行サービスの内容につきましては、所有者と管理代行事業者との間でどういった管理を行うか決めることになっております。

例えば建物の外観及び内部の目視確認、あと窓を開けて換気をする。郵便物の確認とか、あと敷地内の草刈り、庭木の剪定、屋根の雪下ろしなどを行ってもらうこととなります。

続きまして、右側をお願いします。

除雪事業の工事請負費であります。今年1月の大雪の際、除排雪作業によって破損させてしまった道路構造物の雪害復旧工事費といたしまして3,600万円の補正をお願いするものであります。

この除排雪作業で傷めた箇所につきましては、昨年度において、まさに緊急を要する箇所の修繕を60か所分ほど終えております。残りの360か所分ほどの復旧経費を計上するものであります。

また、道路除排雪機械整備費補助金につきましては、今年度、除雪費を購入する業者が複数あることから、今回2台分を追加し、600万円の補正をお願いするものであります。

なお、当初予算で1台分は確保しておりますので、今回の補正で合計3台の除雪車購入補助を行うこととなりますが、この3台につきましては、補助の要件と

いたしまして、向こう10年間は町との道路除排雪業務委託契約を締結いたしまして、町道の除排雪を行ってもらうことになります。

次、15ページ左側、社会資本整備総合交付金事業の工事請負費であります、交付金の内示額が当初の見込みより増額となりましたので、舗装補修工事費といたしまして800万円を増額するものであります。

右側をお願いいたします。

河川維持管理事務諸経費の委託料であります、福井土木事務所の河川砂防課におきまして、南河内川上流にあります砂防ダムのかさ上げや腹付けを行いまし、既存のダムを補強するといった改修工事を計画しております。

この改修工事を施工するには、砂防指定地として国の承認が必要となってきますが、既存のダムは昭和30年代に建設されておまして、当時の砂防指定は河川の流れに沿って線としての指定となっております。しかし、現在の砂防指定は砂防ダムの流域面積として面での指定承認が必要となっておりますので、今回、砂防指定地の申請を行うものであります。

なお、砂防ダムの改修の工事につきましては県が行いますが、砂防指定地の申請業務は砂防事業技術指針によりまして、各市町が申請資料を作成し申請することになっておりますので、今回、砂防指定地申請業務委託料といたしまして100万円の補正をお願いするものであります。

財源につきましては、国からの補助が2分の1ありますので、国庫補助金50万円を充当しております。

以上、建設課所管の説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（奥野正司君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 説明書14ページ左側なんですけれども、住宅支援事業、空き家対策事業のほうで、民間管理代行業者さんへの委託ということで、対象は持ち主の方、遠方居住者の方が管理を委託できるようにということなんですけれども、実際、空き家があつて、その周辺の方で庭木が茂ったりとか困られるということがあつたわけですね。例えば地区の方が申込みをしたりであるとか、地区の方がこういった管理代行業者の方に直接、最近、あそこから獣出てくるんやけどとか、庭木がひどいんやけどというような直接の連絡を行うようなことというのはあるんですか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） これはあくまで空き家の所有者の方と管理代行サービスを行われる事業者との契約になりますんで、その周辺の方が管理代行者に言ってもらおうとか、そういったことは対象としておりません。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今年の大雪の結果、除排雪の作業で各いろんなところで物が壊れたということで、大雪の影響によるものについては国からの支援があるということですが、除雪のときにいろいろ傷めたりする問題についてはそういう保証はなかなかないんだという話を以前聞いたことがあります。

それで、さらに360か所修繕するということがあります。最近話聞いていると、オペレーターがなかなか確保できないという話を聞いていますけれども、私たちも除排雪、特に区内の狭隘な道路なんかを除排雪してもらおうときに、やっぱりよく経験豊かな人というんですか、その地域にも習熟している人が除雪に当たってもらおうのが一番安心やというのはあると思うんですね。

そういう意味では、僕はオペレーターと道路のいろんな状況なんかを確認し合うことをやってると思うし、そのオペレーターになるというか、除雪を担当する人が区に来ていろいろここに雪置かせてもらえんかとかという話は聞いてます。僕、非常に細かくしてもらって、それはありがたいと思うんですね。

ただ、それでもなかなかガードレールのあるところとか、ここは少しマンホールが高くなっているんやとかいうことも含めて、歩道のふちが高いんやとか、曲がり角には水が田んぼに入らんように水よけのちょっとした突起を造ってあるんやとかということもいろいろあると思うんですけど、そういうのを、こういう補修箇所ができないようにするためのオペレーターとの関係でのいろんな習熟、その負担というのを考えたほうが逆に安くなる面はないのか。

言ってること分かります？ いろいろ言いましたけど。くどくどと言ってしまったんで。要は、そういう大雪の後に除雪した後、傷んだ場所を少なくするために、雪降る前にオペレーターと打合せは十分してると思うんですが、それをもっとしっかりしていくための予算を持ったほうが、補修箇所がようけ出てくるより安くなるんじゃないかということを考えたりもする。

だから、本当に熟練のオペレーターを育てるために、雪降る前も含めて数字、金の使い方を変えてやってみたらいかがですか聞いてるんですけど。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今の言ってることは分かります。確かに熟練したその地をよく知っている人、ここに何がある、ここにこういった構造物があるって分かっていたら、事前にそれを下げようとか、例えばそういった操作をしてよけることができますけど、今回のこの大雪では、やはりもう構造物自体が見えていない。一面真っ白で。そういった、ほかに構造物あるって分かっても、やはりちょっと引っかけちゃうとか、雪がこぼれて壊れてしまう。ちょっと雪の量が多かったということはありません。

とにかく、いつも除雪の委託契約いたしまして、その業者には当然、事前に雪降る前にその路線の確認をしてもらっていただいております。今言うように、マンホールが高いとか、そういったことは事前に直すとか、そういった注意を払っているんですけども、やはり業者が高齢化に伴ってオペレーターをチェンジといいますか、若者に代わっているといった業者も今の時点あります。そこらの引継ぎじゃないんですけども、やはり路線によってこういったところ気をつけたほうがいいよというの必ずあると思いますんで、それはしっかりと受け継いで、これは経験しかないと思うんですけども、とにかく継続してやっていきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 除雪をしていただける方々の減少というのが今日本中、雪の降る県では大きな課題になっています。ただ、永平寺町では除雪を辞められる方もいらっしゃるんですが、やりたいという、また若い会社の方も出てきていてありがたいなというふうに思っております。

ただ、そういった方々をまた振り分けるとき、除雪を。エリアを振り分けるときに変えていかなければいけないのと、また若い、新しく除雪に協力していただける業者さん、なかなかやっぱり経験を積むのに雪が降って除雪を経験しないと経験値が積んでいかないというのもありまして、今年度もそういった新しい業者さん、なかなかうまく回れなかった、そういったところもあります。

ただ、そういった若い業者さん、今回よく反省材料としまして、そういった業者さんを、逆に言うと広い範囲を任せ過ぎたのではないかと。経験があるところに少しお願いをしたり、いろんなピースを当てはめていくことが大事かなと思っております。

今回のこの除雪機の補助金につきましても、これまでもずっとやってきました

が、そういった除雪業者さんのしっかりとした確保、こういった意味合いもありますので、金元議員言ったこと本当に僕もよく分かりまして、やっぱり分かっての方がやっていただくのが一番いいんですけど、そういったことができない状況にも今なってきているというのもご理解をいただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 言いたいことは分かっていたと思うんですが、僕、修繕にやっぱりかなりのお金がかかると。そういうお金が出ていくことを考えたら、本当に新しいオペレーターが参加してもらえるような条件があればなおのこと、そういう人たちの習熟にそのお金が使われて、修繕が少しでも減ることがあれば、それはそれで僕はいいと思うんです。そういうことをやっぱり十分考えて、住民にとってみると除雪というのは本当に命綱ですから、そのことをあんまり聞いてあれやこれやって言うんでなしに、本当に自由にやっていただけるような、安心して任せられるような人たちを育てる意味で、こういうお金を使っただけのことになればいいのかと思う点があるので質問しました。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 14ページ左側の住宅支援事業でございますけれども、先ほど酒井和美議員が質問した、確認しまして、うーんと思ったんですけど、持ち主の方が遠方におられた場合に、空き家になっているそういった管理の事業を施主さんが申請すればこの対象となるよと。こういうふうな補助が受けられるよということですね。

今、私どももこういうようなところがあるんですけども、なかなか実態としては施主さんも、持ち主の方も気は使われておられると思うんですけども、遠方におられて、アメリカとか国外にもいるような方ですので、なかなかそういった連絡云々についても難しいところがあるんです。

かといって、そういうようなことをしつこく言うのも何かおこがましいなというような感じもありまして、今の現状は区民の方の有志の方でそういった道路にはみ出た木の枝やら、そういったものをちょっと清掃してきれいにして整理整頓、そういうふうになっているわけなんですけれども、これらについての補助対象と言うとおかしいですけども、何かそういうような道筋のある事業は行政で今考えあるんでしょうかね。ちょっと確認します。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今おっしゃるのは、本当に連絡が取れないと。空き家になってる敷地内の樹木の枝が出てきて、それを区民で、住民の方で切っていると。それに対する補助はないのかということ。

○3番（中村勘太郎君） 切るというまでいかんけどね。

○建設課長（家根孝二君） これにつきましては、この件につきましては、やはり補助という制度今ございませんので、あくまでもこれは住民の方にご協力いただいて、そういったはみ出たところを今までどおり伐採といいますか、していただきたいと思っております。

これはあくまでも町道関係になっていきますと、うち、建設課管下になりますんで、電話1本いただければ、そういった高い枝とか、区民の方では切れませんので、そういった支障があればまた連絡いただければと思います。

当然、電線とかかかっている枝なんかにつきましても、これは北電なりNTTなりと連絡取って対応しておりますので、またご連絡のほういただければと思います。

○議長（奥野正司君） 3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

町道等にかかって住民が迷惑するようだというような環境であれば、また行政も考えていただけるというようなことでございますね。ありがとうございます。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 基本的に個人の家の方のその許可なしにどうのこうのすることはまず行政はできません。例えば町道にぼっと出ていたり、いろいろなときには、町のほうからその所有者にここをしっかりと切ってくださいとか、お願いという形で今伝える形になるかなと思います。

今、それに対しての補助とか応援とかというのはあんまりそういった観点の中ではありませんし、逆にしますと、住んでなかった人だけ特別扱いになるのかという話にもなりますので、こういったのはしっかりと町のほうからお願いという形をさせていただきたいなと思います。

○3番（中村勘太郎君） ありがとうございます。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほどの14ページの空き家の支援事業ですけれども、非常にいいことだろうと思いますし、所有者がこういうような事業を分かってて、少しでも補助があるんならということで管理をお願いするようなことはあるかも

分かりません。

ただ、周知の方法を教えてほしいんですけれども、県外にいる、あるいは施設に入っているという、こういう情報はなかなか分からないんですけれども、広報に載せてもそういうようなのは届きませんから、どうやってやるんでしょうか。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今考えていますのが、空き家無料相談会の開催というのを予定しております。それは所有者の方に相談会の案内通知といいますか、それを送りますんで、その中にそういった事業のチラシ等を入れまして、周知といいますか、紹介のほうをしていきたいというふうに思っております。

なかなか今、全ての所有者の住所をまだちょっと把握し切れてないんで、また追跡できないところも出てくるかもしれませんけど、頑張って所有者の住所を調査していきたいと思います。

また、今、チラシの周知と言いましたけど、当然、ホームページのほうで載せますんで、この予算をお認めいただけたらすぐに掲載していきたいと。載せていきたいというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今ほど何人かの議員も言われたとおり、一番困っているのは近くに住んでいる方々です。住民の方々です。ですから、少しでも所有者に届くように、できるだけ住所とか持ち主が分かっているんなら、直接呼びかけるような通知とか等をやっていただきたいと思いますし、区長さん方にも困っているというところがあったら、こういうなのがあるんですよというような案内もできるようなことをしていただきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 頑張って一人でも多く届くようにしたいと思います。

こういった制度の周知のほうは、当然、区長にもご連絡いたしまして、区長、本当に地元のことはやっぱり地元の方が一番よくわかると思いますので、区長さん通じましてお願いしていきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今の住宅支援事業で周知の方法と違って出てるんですけれども、今回、5戸という数字が出てるんですけれども、これ、対象となるのはどれくらい町内にあるのかという何かそこら辺は。毎年、空き家調査ってやってい

ますよね。今回のこの事業に該当するようなものは町内にどれくらいの数あるのかという、そこら辺はどうつかんでおられるのかということです。

それから、除雪事業で今回360件の雪害復旧工事が出てきたんですけれども、これ、工事完了するめどはいつ頃かっていう見通しを教えてくださいたいと思います。

○議長（奥野正司君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 実際、空き家調査、昨年度業者委託いたしまして把握してる件数が362戸あるわけなんですけれども、このうち、所有者が遠方とか、施設に入って管理ができないと。全く年間を通して管理ができないといった数値というのは実際把握するには難しいところがありますんで、その件につきましてはまだおいおい調査等々していきながら、できるだけ件数把握できるようにしたいと思います。

あと、除雪の修繕につきましては、現在、今年度に入って360カ所ほどということで、これ、既決予算といいますか、道路橋梁維持補修のほうの工事請負費のほうでもう既に発注を進めていきまして、「雪害補修工事」と名前統一いたしまして、今、その32ぐらいまで来てるんですかね。

この360件のうち、280カ所ほど工事終わってるところもありますし、発注を今かけてるといった状態であります。これは本当に除雪で傷めた箇所なので、本当に早急に修繕したいと思っております。

あと、めどといいますか、先が見えてきましたので、あとここの一、二か月は完全に補修のほう終わらせたいというふうに思っております。

○議長（奥野正司君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 空き家ではありませんが、ふるさと納税でお墓と空き地の清掃をシルバーさんの商品といいますか、ふるさと納税の返礼品という形で今させていただいております。ただ、建物については、ここの今回のこれについては特殊な業者——特殊というか、そういう認定を受けたところがやられるということです。ご理解をお願いします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、学校教育課関係、16ページから24ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管につきまして補足の説明をいたします。

予算説明書16ページ左側です。

教育ネットワーク整備事業でございます。当初予算に計上いたしましたタブレット活用支援員、これの配置につきまして国庫補助の交付決定を受けましたので、事業費の2分の1に当たる120万円を一般財源から国庫補助金に財源組替えるものです。

16ページ右側をご覧ください。

中学校会計年度任用職員給81万6,000円の減額でございます。これ、4月専決のときにご説明いたしましたが、用務員が今1名病気休暇を取得しております。4月専決の後、診断書が停止されまして、療養の期間が9月末までということと長期の療養になったため、4月から9月分の給料及び手当を減額するものでございます。

これに関連しまして、次の17ページ左側の学校施設管理諸経費、これ、シルバー人材センターへの派遣の委託料でございますけれども、これにつきましても専決で5月までの委託料ご承認いただいているところですが、6月から9月分、61万4,000円を追加で増額させていただきたいといったこととございます。

17ページ右側、教育コンピュータ整備事業372万5,000円、これ松岡小学校分だけですが、増額でございます。昨年度から繰越しとなっておりますタブレットの追加分の整備、これが5月中に完了いたしましたので、6月から来年3月分の10か月、これの通信費や保守料等を増額するものでございます。

同じ内容のものとして、次の18ページの右側、これは吉野小学校、その次、19ページ左側は御陵小学校といったように学校ごとで計上しております。

10校合計で572台分、総額1,140万3,000円を計上しております。

18ページ左側でございます。

吉野小学校、新型コロナウイルス感染症対策事業1万1,000円の増額でございます。血中酸素飽和度、指に挟むような機械ですが、これで測定し、健康状態を確認するパルスオキシメーターの購入費を増額するものでございます。

同じものといたしまして、20ページの左側に志比小学校、22ページ左側に志比北小学校につきまして同じく1万1,000ずつの増額を計上しております。

この3校以外につきましては、コロナ以前から既に整備されております。

お戻りいただきまして19ページ右側でございます。

御陵小学校の地域と進める体験推進事業5万5,000円の増額でございます。

同じ内容のものといたしまして、21ページ左側、これ、志比小学校ですけれども、6万4,000円の増額を計上しております。2校合計で11万9,000円の増額となります。

これは今年度から新規の県補助事業といたしまして、ふるさとの魅力発信推進事業というものが創設され、県からの割当てもありまして、年間、町内から2校ずつ地域での学び活動をして、それをCMで外部に地域を紹介するといったような事業が出てきました。今年度は御陵小学校と志比小学校がこれに参加することとなりましたので、タブレットで撮影する際の三脚とかマイクとか、あとCMを録画するDVDとか、こういった消耗品とか備品の購入費をそれぞれ計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと確認です。

先ほどの19ページのこれ、2校ずつということで、多分、中学校も全部対象になるということで、10校全てがそういうようになっていくということですね。はい、分かりました。

それとあと、当然のようにコンピュータのところの通信費云々については来年度から、年度当初から年間分の表、先ほどおっしゃった一千百何万がずっとかかってくるよというふうな判断でいいわけですね。

それともう一点、GIGAスクールで当初でも認めてるんですが、その対象の補助員というんですか、結構頑張ってくれてる先生がいらっしゃると思うんですが、それも経費として出てくると思うんですね。大体ざくっと、通信費であるとか、それから今のその補助のを含めて、GIGAスクールも含めて、そういうのを対象で、大体来年度からは年間どれぐらいかかるか、ざくっとでも結構です。

また、後日、書面でも結構ですので大体これぐらいの通信費も含めて費用がかかるといふのであれば、またいつでも結構ですけれども、分かればあれですが、また書面でもいいですのでご連絡いただければ助かります。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） まず、CMですけれども、中学校も含めて5か年で10校というふうになっております。

タブレットにつきまして、通信費ですが、今、追加分で10か月に1,100ということ、もともと入っております977台分合わせまして、合計1,549台になるんですけれども、通信とか補修込みで年額ざっと3,900万円、年間の予算となります。

サポーターに関しましては、何と申しますか業務が導入当初ということもありまして、今年度は導入ありますので、来年からは通常の計上の業務になるということ、ちょっと今年と同じようなやり方になるかどうかはまだはっきり決めておりませんが、今年分が240万円、当初、サポーターのほうで見ておりますので、合計すると四千四百五十万ということになります。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 4,100万円のコストがかかってきますが、これまで各小中学校にパソコン教室用のパソコンをずっとリースで入れさせていただきました。それについてはリースが終わり次第、再リースと申しますか、契約はせずにタブレットでやっていくという方向です。そこも結構な見学は行ってましたので、今回、この通信費にあれになるのかなと思います。

ただ、この通信費につきましては、交付税措置も国の支援もございませんので、しっかりと町の対応となりますので、これからもやっていきたいなと思います。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 補足説明をさせていただきます。

ふるさとの魅力発信推進事業、これは県下の全ての小中学校で実施ということなんです。うちの本町だけが実行がというふうなことでございませぬので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

それからあと、来年度につきましてはいい学びの会ということで研究会今進めていますので、その進み具合によってまた民間の委員さんの、GIGAスクール委員をどのような回数で活用するかというのは、また今後の進み具合によってち

よっと変更が出てくるかも分かりませんのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今もちょっと触れられていたんですが、いわゆるふるさと魅力発信推進事業で各学校でCM作るという話ですけども、非常に僕はいいなと思うんですね。だから、要はこれでできた成果をぜひ我々も見れるようにしてほしい。やっぱり子どもたちの視点がどこにあるのかということを知る意味では非常にいいんじゃないかなと。

ただ、最近の学校の問題で言うと、以前はうちの地域の小学校なんかも地域の伝承とか、そういうのをまとめていました。面白い話があるんですね。古いことわざとかいうのを調べてくると。

そういうなのもちょっと入ってきたりするのかな、そういうのと似てるのかなと思わんでもないんですが、本当に子どもたちがどういうところに視点を当てていろいろ地域を紹介するのかというのは非常に関心があるので、ぜひ我々にも見れる機会をつくってほしいと思います。

○議長（奥野正司君） 学校教育課。

○学校教育課長（多田和憲君） 各学校で作ったCMですけども、この事業の組立てでございますと、県に提出して、審査にかかって、2月に毎年、ふるさと教育フェスタというのがあります。それで、受賞作は上映すると。それ以外にも全作品をハピテラスとか道の駅とか、ふるさとフェスタで流すような、そういう事業になっています。

それ県下全体の話です。

今、うちの町内で作ったものにつきましては、当然、デジタル媒体になりますので、タブレットなど。あとちょっと僕も考えていたのは、ケーブルテレビでも流すといいかなと。これ、子どもの顔が映ったりしますので、そこら辺の許可さえ取ればケーブルテレビでも流したりできるかなと。学校のホームページにも当然流れるかと思えますし、いろんな場で紹介できるかというふうに思います。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、やはり町民の方に子どもたちが一生懸命作っていきますので、何らかの形でやはり発信したいというふうに思っていますので、また決まりましたら皆さんにお知らせいたします。

なお、この件につきましては、プレゼンテーション大会というのがあるんです。

県で。これが今予定では11月予選会があるそうです。12月に本選会と。そして、上位の入賞作品は2月の先ほど課長のほうから話がありましたように、福井ふるさと教育フェスタで発表というふうな、こういうふうな計画になっていますので、一応お知らせをいたします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 非常に期待してます。ただ、僕思うんですが、たしかこれは機材なんかを購入する費用にも使われるんですよ。この予算は使われるんですが。

毎年2校ずつと言うけれども、それは毎年やっていくのかどうか。要するに、対象になった2校だけ取り組むということになしに、毎年自分たちの地域や学校のCMを子どもたち自身が作ったりするのか。随分違うんですね。そういうことになると、僕は年々豊かになる可能性がある。継承されていく問題もある。それに関わる地域の人たちのいろんな顔も見れるし、豊かな問題が出てくるのではないかなって思うので聞くんですね。非常にいいことやと思います。その辺はいかがですかね。

○議長（奥野正司君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今回のこの事業は1年のみということになります。だから、1校1年間というふうな形になりますので、今後についてはまた結果を見ながら、どのような方向でこれを推進するかというのは今後の課題だと思っていますので。よろしいでしょうか。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 昔は伝承なんかを子どもたちがいろいろ地域のじいちゃん、ばあちゃんに聞きに行って、それ文書にまとめて残したという、いいことをやっていました。僕はやっとこれ、いいことをやるんなら、本当に単年度で終わることなく、町内は町内で競い合うとかというんでなしに、地域のよさ、自分たちの学校のよさをやっぱり自慢できるような、要するに自己主張できるような子どもたちを育てる意味でも、単年度に終わらせることなく、継続的な取組。それを毎年やるかどうかは別ですよ。1年置きにやるかどうかはまたいろいろ考えていただければいいんですが、そういう事業にしていくことも大事なんではないかなと思うので。

○議長（奥野正司君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 実は、この今CMの事業の前に、また地域と進めるという補助事業が以前ございました。もうその補助事業自体は終わったんですけど

れども、今年度も継続して、町では町単費で予算化しております。

今年度当初も、例えば今年やる御陵ですと学校林での活動とか、志比小ですと城山での活動、これ、当初予算から町単費として計上しております。

その後でこの事業が出てきまして、当初の予算で計上していたものも含めて補助対象になるということになっております。

CM作るために新たに三脚とか買うお金もそうですし、もともとやるつもりだった城山なり、学校林での活動費に対しても補助が利きます。今年そういったように町単費でやろうとしていたこともありますので、やはりふるさと学習というのは継続してやっていくという方向。CM作るかどうかは核心部になるか、その形は別として、ふるさと学習というのはやはり継続していくべきかなというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） なければ次に、消防本部関係、25ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防庁（坪田 満君） それでは、消防費の補正予算の説明をさせていただきます。

25ページをお願いします。

左側、常備消防費の備品購入費110万円におきましては、令和3年度コミュニティ助成事業として採択されたことから、救急講習会で使用する資機材としましてAEDトレーナー——訓練用のAEDでございます——が9台及び救急訓練人形の購入費として補正をお願いするものであります。

右側をお願いします。

非常備消防費、退職団員慰労金28万2,000円は、本年3月末までに退団された団員10名分を増額補正するものであります。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時07分 休憩）

(午前11時08分 再開)

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開します。

これより総括質疑を許可します。

質疑ありますか。

○4番（金元直栄君） 総括という意味でもないんですが、予算書に出ているので、債務負担行為の表が出ています。これは僕はいつも旧松岡町のときに出ていた債務負担行為の表とはちょっと違うので戸惑っているところなんです。

追加分とか変更分であるんですけども、追加分は分かるにしても、変更分は何で、どこでどういう具合に変更されているのかというのはあんまり分からんですね。分かるような表にしてほしいなというのが一つと。

もう一つは、いずれにしても当該年度から以降、支出予定ですが、返済は原則、均等なのかどうか。でも、端数なんかが出てきた場合はどうするのかというのは、それ、毎年、ここに示される金額しか見えないんですね。そこは債務負担行為ですから、本来、支出が終わるまでの一定の計画表をどこかで示しておかないといけないんでないかなと。それをもって本当は可決されるはずですから、そこはちょっとお聞きしたいですね。

○議長（奥野正司君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） まず、債務負担行為の今回載っております変更の部分について、総合政策課の分なのでご答弁させていただきます。

今回の変更につきましては、当初予算で債務負担行為の計上をするときに、対象年度の取り違いがございまして、要は、本来なら3年のところを誤って5年やと思って計上してしまったとか、そういうような、すいませんが確認ミス等がございまして、今回、それが分かりましたので、正しいものに数字を変更させてもらったものでございます。

以後、このようなことがないように十分確認はしていきたいというふうに考えております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） さっき質問の1つ目は、返済は原則均等化。往々にして端数が出てきたりすると、それをどの年度で返済することになるのかということもちょっと分からんのやね。そんなのはやっぱり、本来、それを認める一番最初の人に表にして示すのが債務負担行為の議決の在り方ではないかなと、僕は思って

いるんです。ただし、ここでは令和4年から8年まで、例えば小学校の教育コンピュータの整備、松小の分は、905万5,000円で出ているんですが、それも原則、均等で返済なのかどうかというのも書いてないんですわ。前の説明では、たくさん返すときにはたくさん返すんやという答弁あったで、それは債務負担行為のやり方とは違うんでないの。年度内にいつ返してもいいんやという答弁があったんですね。そうではないんでないかなって、僕は捉えているんです。議決もするわけですから、どういう返済の計画を持っているかも含めたきちっとしたものを議決するのが本来の筋ではないか。

それと、今言われた変更点ですが、具体的にはどこが変更されたんでしょう。

そこがちょっと見えないんで。

○議長（奥野正司君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず、追加の分でございますけれども、この教育コンピュータ整備事業につきましては、今ほど補正予算でも上げました令和3年度からの分でございます。令和3年度から令和8年度までになるんですけれども、長期契約を結んだものですから、4年度から8年度分について債務負担の補正という形でさせていただいたと。

長期契約でございます。原則、毎年金額的には4年度以降については消費税が変更ない限りは同額でございます。令和3年度につきましては、今回、10か月分だけ計上をさせていただいて、あと4年、5年、6年、7年、8年につきましては同額で金額をさせていただくと。総額としまして、限度額として松岡小学校分が905万5,000円、松岡中学校が440万9,000円、松岡小学校分として823万円という金額でございます。

変更の分でございますけれども、ちょっとこれ見ていただきたいのが、地上デジタル受信放送設備使用料で、もともとが令和4年度から令和5年度までで343万2,000円で、期間が実はこれ、上と下が逆になってございまして、もともと、本来、デジタル受信放送につきましては令和4年から令和10年まで、番組自動搬送機器使用料が本来は令和4年度から令和5年度までであったものが、令和4年度から令和10年度までといったことなので、これがちょっと期間とか金額が違算してございましたので、今回、改めて契約期間は令和3年度からなんですけれども、債務負担としましては令和4年度から令和10年度までで、上のものにつきましては1,201万2,000円、下の自動搬送機器使用年数については令和3年度から令和5年度までの契約ということで、債務負担を681万

円計上させていただいたというものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 感想ですけど、分かりにくいです。分かりやすいようにできたらしていただくとありがたい。

要するに、あと残額がどれだけ残っているか。それは当初のように見れば分かるって言われるんか知らんですけども、こういうの出すときにはやっぱりそういうことも含めて示していただくとありがたいのかなと思います。

○議長（奥野正司君） 副町長。

○副町長（山口 真君） 今回の債務負担行為ですが、使用料ですよね。使用料長期契約をしているので、いついつからいついつまでの使用料として全体の契約をしていると。そして、先ほど財政課長申したように、今年度の分については予算として計上しています。

そして、4年度から以降の分については額も確定していますので、こういった債務負担行為として上げさせていただいているということになります。

ですから、今年度もし払いが済めば、残額としてはここに書いてあるものが残額ということになるというわけでございます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第43号、一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第43号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11 時 17 分 休憩)

(午前 11 時 30 分 再開)

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第 2 議案第 44 号 令和 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第 2、議案第 44 号、令和 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第 1 審議を行います。

令和 3 年度 6 月補正予算説明書、26 ページから 27 ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、補正予算説明書の 27 ページをお願いします。

償還金 8 万 9,000 円の増につきましては、令和 2 年度地域支援事業の清算によって支払基金からの交付金を返還する必要が生じたため、補正をお願いするものです。

財源としましては、前年度繰越金を充当しております。

以上です。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第 44 号について、第 2 審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第 2 審議を行わず、第 3 審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第 3 審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第 44 号、令和 3 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第 1 審議を終わります。

～日程第3 議案第45号 令和3年度永平寺町上下水道事業会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、議案第45号、令和3年度永平寺町上下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和3年度6月補正予算説明書、28ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上水道事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

予算説明書28ページをお願いいたします。

昨年度の大雪の影響と考えられます宅内での水道管の凍結等による漏水で、4月以降にお客様から漏水箇所の修繕後、料金の一部減免の申請が5件ございました。また、料金の重複納付が1件ございまして、計4万2,130円を現在までに還付を行っております。

また、過去から徴収していた料金のうち、2件分、30万7,956円が誤徴収であったことが発覚したことから、還付が必要となりましたので、還付金総額が当初見込みより多額となり、さらに前年度実績も考慮し、今回、15万円の増額補正をお願いするものでございます。

今回の誤徴収により還付が必要となりました2件につきましては、過去の事務手続の不手際によるものでございます。ご迷惑をおかけしたお客様には、直接お伺いし、おわびするとともに、誤徴収した料金の還付についてご説明を行い、ご理解をいただいております。

現在は、そのようなことがないように、複数の職員による確認作業を行い、チェック体制の強化を図っております。上水道をご利用中のお客様の信頼を損なうことのないよう、今後も引き続き正確な事務処理に努めてまいります。

なお、本会計予算は収入額と支出額とが同額になる一般会計とは異なり、収入額が支出額に比して多い、つまり黒字となる見込みの下、予算を編成しております。そのため、今回のケースのように予定していない支出増が発生しましても、もともと予定している利益の中で支出を賄うこととなるため、新たに収入を見込むことはございませんので、収入補正は計上しておりません。

以上、上水道事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第45号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第45号、令和3年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第4 議案第46号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、議案第46号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、議案第46号について、総務課からご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、县市町総合事務組合退職手当支給条例にもとづきまして退職手当審査会の設置が義務づけられておりますが、未設置である当町の現状を踏まえまして、当該審査会の委員が地方公務員法に基づき特別職に該当することから、地方自治法第138条の4第3項に基づき、条例による設置根拠が必要となることに伴い、永平寺町附属機関設置条例第2条により、町長の附属機関に新たに退職手当審査会を設置するための条例改正でございます。

施行に関しては、交付の日から施行するものでございます。

なお、同条例第4条に基づきまして附属機関の組織運営、その他必要な事項につきましては規則で定めることといたします。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○4番（金元直栄君） 退職手当の審査を行うということで、附属機関を設けるということですが、1つは、ほかの自治体の状況もちょっと聞かせてほしいのと、2つ目は、実際、こういうことはあんまりどうなのかなと。今まで退職金の支給についてはいろいろ話もあったこともありますけれども、行政って職員とか、特別職も含めてですが、退職金払う、処分か何かでそれを戻すとか、返還を求めるとかっていうことの結論出すのは非常に難しいというんか、そういうこともあるからこういうことを考えられたのかなって思わんでもないですが。心配なのは、これを設けて濫用される不安というのはないんですかね。

3つの点で。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 他の自治体の状況でございますが、全員協議会でもお示ししましたとおり、本来、特別職につきましては、令和2年の4月1日以降の会計年度任用職員制度の導入に伴いまして厳格化されているということで、本来なら条例による設置というのが義務づけられております。その条例による設置につきましては、自治体名は割愛させていただきますが、1市4町。規則による設置が2市3町、未設置が6市1町ということで当町が未設置という状況でございます。

あと、濫用ということにつきましては、特にそういったことは全く考えておりません。こういった懲戒処分等の行為がもしそういうことがあった場合に諮問するということですので、そういったことはこちらでは想定しておりませんし、考えておりません。返還を求めるのが難しいという事例があったということで、当然、そういうことも想定の中で外部の方を審査会の委員としてお願いし、町長が諮問して独立性を持たせた中でその審査結果を受けて、それが返納すべきかどうかということ審査してもらうということで考えております。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 説明を聞いて大体状況は分かりましたけど、ただ、あんまり話題になっていないのに突然出てきた感が私にはあるんですね。そのことを考えると、何かやっぱり不都合があってこういうのを設けるのかということなんかを

もう少し説明していただくとありがたいかなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） これも全協でご説明させていただいておりますけれども、県の市町総合事務組合のほうから文書が発出されておりました、退職手当審査会の委員というのは特別職であるということで、条例による設置という根拠づけをしてほしいというような文書が発出されたことによりまして、当町においてはこれは未設置というのは事務上の不手際で大変申し訳ございませんでしたが、今回、それに沿って新たに条例を改正するというところでございます。

○議長（奥野正司君） ほか、質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと確認だけさせてください。

こういう形で何かあったときにはそれを設けて審査会がやるということで、このずっと運用、適用についての中で、第10条に非公開。その10条読みますと、「審査会の行う審査及び審議の手續並びにその会議録は、公開しないものとする。」ということですが、例えばこれになったときには、事件性というんではないですけども、当然、それに対するいろんなところの非公開は分かるんですが、その結果がどうなったんかというのはやっぱり求められると思うんですね。

その結果報告というのはどういう形でされるのか。私は、こういうような形が審査会設けられて審査するということになれば、さっきいった公のところが出てきますので、その内容のところについて云々というのは非公開でもいいかもしれませんが、その結果についてはどういうような形で公開というんじゃないですけど、お知らせするのか。また、議会等に報告していくのか、必要であればということもあると思いますが、そこらあたりの回答があればというふうに思っています。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 全協でも議論になったところでございますけれども、議事録については非公開ということで、実際に審査結果の内容にもよりますけれども、また、その審査にかける事案にもよりますけれども、その内容、審査結果等を受けまして、こちらとすればやはり個人情報に関係もございまして、そういった条例と照らし合わせて、出せる部分と出せない部分とあると思いますので、結果については当然、議会のほうにはお示ししないといけないと思いますし、公表については、今言ったように個人情報の関係、条例、規則等々照らし合わせて

今後検討していきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第46号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第47号 永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第47号、永平寺町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第47号について補足説明を申し上げます。

今回の改正では、居宅介護支援、つまりケアマネジャーさんによるケアプランを作成する事業者の基準を改正するものです。

7点ございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や頻発する災害などを鑑みて、まず1点目としまして、感染症対策への強化。2点目としまして、災害時のサービス継続体制の構築。3点目としまして、多職種連携会議でのテレビ電話などICTの活用。4点目、ハラスメント対策の強化。5点目、虐待防止の推進に当たっては事業所内での担当者配置を義務化するという。6点目としまして、質の高いケアマネジメントの推進としてサービスの提供体制に当たって偏ったプランになっていないか、希望に応じたプランになっているかなど利用者に説明することを義務づけております。7点目としまして、生活援助による訪問の多い利

用者のプランを検証するということが定められております。これはこれまでも取り組んできたケアマネ連絡会での勉強会が規定されたということでございます。改めて定められたということでございます。

以上、7つの点を盛り込んだ改正です。

執行の期日については公布の日と入れさせていただきました。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この介護保険に関わる指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の問題ですけど、ちょっと説明の中で1つだけ、説明分に数字を入れていただいて、どこが変わるのかというのをいただきました。

その6番の、今も説明されたんですが、質の高いケアマネジメントの推進ということで、1行目の「公平中立性の確保を図る観点から、事業者に、前6月間に作成したケアプランにおける各サービスの割合とそれぞれの同一事業所によって提供された割合を、利用者に説明する」とあるね。「事業者が」ではないんですか。それが一つ。ちょっと文章が繋がらなかったんで聞きたかったと。

もう一つは、43ページの条文の（18）の3で、上から5行目に始まっているやつですが、介護支援専門員の問題ですけれども、居宅介護サービス費がサービス費の総額占める割合が町長の定める基準に該当する場合であって、かつ町から求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届けなければならないってあるんですね。必要な拡充なのかなと思うと、実際はこの問題って国会で随分論議されているのを私も聞いていました。

それ何かといたら、⑦番目の変更点です。これは説明資料ですね。生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証。これの問題について言うと、現実的に本町の場合、最高でどれくらい利用しているのか。しかし、そういう実態を町から求めがあったら回答せなあかん。理由をつけて示せということになるわけですね。

ただ、論議されてる状況を見てると、サービスを受けている個々の状況で異な

る。独り暮らし、独居老人ですね。そして老老家庭。認知症の方。また、周辺地域と都市でも随分違う。どうも国会での論戦聞いていると、利用回数の多い者がいるからそれ減らせ。基準をつくるべきやというのが趣旨やったと思います。

この内容を見てみると、でも介護保険で資格があれば制度は希望するサービスが受けられるんですね。1割負担すれば。それが基本ですから。そこに何で口挟むことになるんでしょうということを知りたいですね。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、4番目でございますが、ハラスメント対策の強化ということで、これは世間でも問題になっておりますパワーハラスメント、カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント、いろいろございますが、改めて定めて適切な対応を取るというところでございます。

6番目、質の高いケアマネジメントの推進という中ですが、利用者が説明するのではなくて、ケアマネジャーさんが利用者さんにすると。前6か月分について説明せよということで、議員おっしゃるように、本人が希望するものとか、適正なサービスなのかどうかというところを定めております。

それから7番目の生活援助の対応についてでございますが、確かに利用者さんが希望するサービスを提供するというのは必要なことだと思います。ただし、介護保険制度の中でのとって希望されるということが前提で、何でもかんでも対応できるものではないと思います。特に身体介護という点を重点に介護保険サービスでは提供しているというところもあります。必要以上の生活支援については別のサービスをお買い求めいただくということを私は当然なことだと思っております。適正に利用していただいて、適正な介護保険料を設定していくというのが保険者としての務めだと思っております。

重ねて申し上げますけど、本町のサービスの体制についても必要なケアプランかどうかというのはケアマネジャーさん同士が集まってきて、また包括支援センター、保険者等々も集まって必要な研修を受けて、研修をしながら提供をしておりますので、その点も申し上げておきます。

○4番（金元直栄君） 3回しか質問できませんので、1回目に質問したやつは。実態はどうなんですか。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 訪問介護、訪問入浴等の訪問系のサービスの実態ということですが、詳細な数については本日資料を持っておりません。ただ、居宅介護サービスとして利用されているのは認定者約1,150人ぐらいの方に対し

て670人、この方たちが居宅介護サービスということで、通所なり、訪問系のサービスを利用されているということでございます。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 先ほど質問したのは、7番目の生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプランの検証、要するに居宅サービス、それも生活援助に関していろいろ利用したことについて、こういう条文が入ってくるということは、事細かにチェックしろということ言ってるんやね。条文が入ってくるということは。そうなってくると、本町の生活支援サービスの利用の実態状況、これについてはさっき言いましたように個々人の状況と異なるのではないですか。独居、老老、認知症とか、周辺地域に住む人たちは買物も行けないとか、一人で暮らしていると本当に栄養の問題も最近介護度が悪くなっているというんですか、上がっていく一つの大きな原因になっているということも言われていますので、そういうことも含めていろいろされているんだろうと思うんです。そういう意味では実態はどうなんでしょう。

ただ、国会での論戦がこうやって国の奨励か指示か何かで下りてくる。その内容を見てる限りでは利用回数減らすためにどうすることができるんや。そのことを論議せいということをして国会で堂々と正面から論議してましたからね。そのことを聞きたいんです。

当然、チェックするのは保険者として当然のことやって言うんですけど、この趣旨そのものはそうではなかったでしょう。そうじゃなかったですか。

それともう一つ、条文の中で44ページに、30条の2の(3)に、これは虐待に関することが書かれていて、「虐待防止のための研修を定期的実施すること」、こういう条文が入ってきているのは、やっぱり何かあるからこういう条文が入ってくるんだと思うんです。そういうのはやっぱりどう聞いていらっしゃるのか、どう考えているのか、そんなことも説明していただくとありがたい。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ⑦番について何度も申し上げますけれども、生活援助の訪問回数の多い部分、これは身体介護について必要なところは認めていくということですが、要介護者以外の訪問とか清掃であったり、そういったケアプランも世間では見受けられる点があったところから定められたと聞いております。必要以上の生活援助については制限を設けるべきだろうというところがございます。

本町においても、必要な分についてはシルバーさんの受ける生活支援というプランも用意しておりますので、こちらのほうもご利用いただくということ、また地域支援事業のほうのプランでも用意しております。必要な分は提供できる。ただ、必要以上のものは制限をかけるべきだという観点でございます。

ですから、要支援者または要介護者の方の生活において支障があるかどうかという点を議員心配されてるんだと思いますけれども、保険の中に見るべき分とそうでない部分については、きっちりと言うと語弊があるかもしれませんが、適正に分けていくべきだということを思っております。

それから、虐待についてですが、施設内における虐待等については、本町においては報告はいただいております。また、コロナ禍においてはなかなか相談員さんも出向いていけない状況にありますけれども、本町においては介護相談員さんを派遣するという事業も行っております。そちらのほうでもいろんな情報は入ってきます。努めておりますので、コロナ禍収束した折にはまた適切な対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 課長はそういうことを言われますけど、狙いでの論議、国会論戦が具体化してきているだけに、それを去年の後半に論議されたのがもう既にこういう文書で来て、各事業所で見直せということが言われているというのは非常に危機感を持つんですが。

そこでお聞きしたいんですけど、利用するにはやっぱりサービス内容に入っているんですね、メニューに。入っているから利用するわけでしょう。それは1割負担すれば権利としてはできるわけですね。それが一つ。もう一つは、いわゆる介護保険から切り離されて各自治体にいろいろ下ろされてきた総合事業との関係で言うと、自治体の裁量によっていろいろ差が出てくる可能性があるということと言われていて、それを自治体に任せてしまったほうが国ももうそれは関係ないから自治体の費用をつぎ込めるかどうか、財政力によってサービスの内容に差が生じる。それも当然だよというのは国が言ってること。それでいいのかなどうか。そこは介護保険ですから、こんなん言ったら悪いですけど、うちの永平寺町の方が福井市の介護事業者使っている場合もあるわけでしょう。いろんなところで差が出てくる可能性もあるので、その辺はどうなのかなっていうのを感じる場所です。

虐待の問題で言いますと、一つも報告はないと言うんですが、現実として必要以上の身体拘束というのは告発としていろいろ出てきてます。直接私の耳にも入ってきたことがあります。その辺の事業者とか、いろんなそういう意味ではなしに、そういうことが聞かれたことがあります。告発されたことがあります。

そんなことを考えると、どうしてこうやって書き入れるかということについてはないって言い切ってしまうのでなしに、きちっとこういう研修も含めて、いわゆる虐待の問題についてはいろいろもっと取り組む必要があるという、ある意味、事業者に対する警鐘の一つではないかと私は考えているんですが、その辺の考え、いかがですか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず虐待についてですが、確かに介護施設において虐待認定された事例がないということで申し上げておきます。いろんな形で通報というか情報は入ってきます。ただ、調査に入っても必要な手続を取って拘束をしていたということもございます。利用者さんの安全を考えての拘束であったという点も過去にはございました。虐待の捉え方というものも利用者さん、事業者さん、担当する介護職員それぞれの情報連携において手段を取っていたということがございました。

それから、訪問系のサービスでございますが、議員がおっしゃった総合事業についても本町独自のプランとして対応しております。総合事業に移行した29年から永平寺町の利用の幅において料金設定して対応しているわけですが、当時も説明したとおり、利用者さんのほうに負担になるような、不利になるような改正ではなかったと。現在もそういう体制で行っております。要支援者の方においても介護から切り離したというわけではなく、地域支援事業のほうで、総合事業で同じようなメニューで、しかも若干安い料金で提供しているということもございますので、議員もご存じだと思いますけれども、その点は安心して利用していただくようには体制をご案内していただきたいと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 恐れ入ります。この改正内容のほうに会議や多職種連携におけるICTの活用ということが入っているというのは、そのICTの活用を推進することによって人員などに対する見直し、緩和などが可能になりやすいとい

うことで盛り込まれているものと私思っているんですけども。

例えば、今回のコロナ感染症の拡大によってウェアラブル端末と連携した見守りアプリを導入する介護サービスなんかも増えておりますが、こういったことによって訪問回数を減らせたりするとか、質を低下させずに介護サービスを効率化し、維持できるということがあると思うんですね。

その中で、例えば昨日などの報道にもあったんですけども、他県の、こちら看護師さんなんですけれども、離職率が15%ほどになってきた中で、ICTの活用の在り方を見直したところで、残業時間を20%減らすことができたというような事例もあつたりしたんですけども、そういったふうにICTの活用を行っていることによって介護サービスの質をちゃんと維持できるというようなことですね。永平寺町の介護施設の中でも取り組まれているかどうかという点においてお分かりになるところあつたらお教えてください。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 説明資料のほうでも追記しておいたと思いますけれども、あくまでも利用者さんが参加して実施する場合には同意を得た上で取り組むということ。それから、医療介護の関係者のみで実施する場合には、感染拡大防止の観点からテレビ電話等でもできますよということでご案内しております。

実際、ここ一、二年の中では本町においてはウェブ会議というのは庁内の会議の中ではまだ取り組んでおりません。ただ、対応としてはどの事業者さんも対応できる状況にはございます。本町の場合には感染拡大防止に努めながら、集まっただけで対応しているということでございます。

いろんな事業者さんございます。市内に本体があつて、町内に事業者さんがあつるという場合には、こういった形で取り組んでいくということも聞いております。今後は災害対応の中ではサービス継続していく中では、必要な体制になってくると思っております。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では、お聞きしたいと思います。

私も⑥と⑦、金元議員が結構聞かれたので、その後であれなんが。まず一、二点お聞きします。

まず一つですが、ここの⑦番のところの利用区分の利用度が高く、かつ訪問云々というところがあつて、作成する事業所に対して点検、検証する仕組みをというふうな形になったんで、どういうふうな仕組み、点検の要請あるのかというのが

1点。

それと、これはひよっとするといろんな事業所のほうがきめ細かく、その利用者に対して対応してたのが、足かせになってくるんじゃないかというふうに思うところもあるんですが、そこらが2点目。

それから、⑥と関連するんでしょうけれども、そのケアプランの内容について、例えば今課長の中で身体介護が中心、それが介護の中のあれだとおっしゃったが、いろんな利用する方々にとっては当然身体的な部分あれば、いろんなところがあって、その中での生活援助に対してどうかということがあるので、どこで線引きというのか、そういうなのができるのかというのを私は思うわけですが、ややもすると今あったように、いろんな利用者が利用とするところに対しての足かせになるんじゃないかという気もするわけですね。まず、その利用の仕方によって。その制度の使い方によってはね。

だから、そこらあたりがどんな形、それが当永平寺町がそうでないよ、そんなことやってるよって言うわけじゃないんで、例えばそういうことがそういう形で利用者に対しての制限であったとか、利用者の方がそれに対して使いたいんだけど使わないでおこうとか、そういうような形になってくるという一つの足かせなり、そういうような方向性も考えられるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりについてちょっとお聞かせください。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 冒頭のお話もさせていただきましたけれども、まずプランについては、ケアマネ連絡会という形で複数のケアマネが集まって事例提供しながらふさわしいプランかどうか、過剰なサービスになっていないか、不足するサービスになっていないかというところは点検しております。

必要以上の費用に対してのプランは国保連合会のほうでもチェックしていただいております。

それと、ケアプランに対して事業者さんに足かせになっていないかというところですが、どちらかという事業者さんの足かせになっているということに議員おっしゃっているのかなというふうに私は捉えたんですけども、必要以上の要介護度に応じた、また家族の対応、家族の状況に応じた必要なサービスかどうかという点は申し上げたとおりというか、ケアマネさんの連絡会の中で入ってきます。

それから、生活援助中心型という枠がございます。どうしても必要な場合には

保険者のほうで認めるという形で生活援助中心型という枠の中で提供することとしております。

こういった状況にあらば、必要なことだなということは保険者として認める場合もございますので、その点では許容範囲はございます。足かせになるということとはご心配いただかなくても結構かなということを思います。

○議長（奥野正司君） 上田議員。

○2番（上田 誠君） 一つ、それなぜそういうことを言うかというのと、同じように要介護のところでは家族がいらっしゃるご家庭と、それと要は独居老人であったとか、老夫婦世帯であったとか、またこんなこと言ったら大変語弊があるかもしれませんが、異論に対しての理解度、その利用者の理解度の方によっては、ややもすると今、私はそういう意味での懸念を言っているんで、当然、きちっと介護している家族も含めての中ではある程度今課長言ったことができるかもしれませんが、そうでない後見人の話も一般質問でしましたけれども、後見人とはちょっと違うんですけど、そういうようなところも含めて、その理解度がなかなか大変なところ、高齢者に対してのところちょっと懸念をするわけですが、そういう意味で全てがそうかなという気がするので、答弁はそれになるんかもしれませんが、ちょっと懸念しているところは多々あるところです。

○議長（奥野正司君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について、第2審議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第47号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時11分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第6 議案第48 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第48号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第48号について補足説明いたします。

この改正は、先ほどの議案第47号が要介護認定者の基準でした。48号では、要支援者のケアプラン作成に係る基準を改正するものです。

ただし、要支援者では該当しない、先ほどの第6、第7、質の高いケアマネジメントであったり、生活援助の訪問回数の基準なんかは該当しませんので、こちらを省いた1から5までを盛り込んだ改正となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○議長（奥野正司君） 先ほどと内容が若干違う。要支援者に対する条例の改定だということですが、関連する4つの条例に関連することでもあるんですが、条例の中に人員及び運営に関する問題が書かれています。単純に言えば、配置基準の緩和ですけども、この人員の見直しというのはどういう立場からなんだろうかというのが一つです。

その辺をちょっとお聞きします、まず。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今回の改正が4つ条例いずれもですけど、災害対策、それから感染症対策に対応する事業の継続をお願いするというものです。ですから、配置基準についても緩和するという形で、介護従事者の方が勤務先に来れなくても緩和した形で事業の継続をお願いするという形になっています。ですから、

利用者さんについては何ら不利になるものではないと思います。

確かにそういった配置基準が緩和されるということでサービスが低下するのではないかという心配をされるのだと思いますけれども、事業をストップするといよりははるかに有利なことだと考えております。

それから、先ほどお答えできなかった点について、この場でお答えさせていただきます。

I C Tについてご質問をいただいておりますが、近年、I C Tの導入により、遠隔地にいる要介護者のご家族の方、こちらがそのケアプランの作成に当たって参画できるといったことも事例としてはございます。ですから、この事業については非常に利用者さんにとっても介護事業者さんにとっても有利な点だなということをおもっております。

ケアマネ連絡会についても対面方式でということでも継続しておりましたけれども、今月の6月1日から一部I C Tを活用したケアマネ連絡会等が開催されております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基本的なところは今お聞きしました。いわゆる人員配置の緩和ということと言うと、感染症対策等を強めるとか、そういう中で人の確保がなかなか難しいからというご説明ですが、現実的には、一つは利用者にとってどうなのかというのは私の視点でいつも考えているところです。例えば夜間に配置される人員が減らされることです。

以前、何年か前にたしか群馬県やったと思うんですが、高齢者施設で夜間の家事がありました。本来はいるはずの宿直員がいなかったりとかいうことで多数の死傷者が出た事件があったんですが、そんなことを考えると、利用する人にとってこの改定がどうなるのかという立場は大事なことだと思います。

もう一つ、人がなかなか集まらない介護事業の業界の話ですけど、コロナ感染症、前もそういうことではなかったんですか。と僕は思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 重ねて申し上げますけれども、感染症対策、それから災害対策において人が集まらない場合、介護従事者が不足する場合でも緩和し

た要件の中で事業を継続してくださいというお願いが込もった条例になっております。

ですから、事業を継続するしないという判断の中では継続するほうが利用者さんにとってははるかに有利だということを重ねて申し上げておきます。

それと、コロナ禍に入る前から介護従事者の募集をしてもなかなか人が集まらないといったことはございました。社会が不況になると結構人気になるんだというご意見をいただいた時期もありましたけれども、現時点においてはなかなか人が集まらないということは同様になってきております。

ですから、海外のほうから介護従事者を募集して、住まいを確保して、なおかつ語学研修も確保しながら、事業者さんとしては苦勞されて事業従事者の確保に努めておられます。

我々としても何とかそういったことで支援ができないかというところは事業者さんの連絡会においても検討しているところでございます。

近年は充足しているということで対応しておりますけれども、将来を見渡す限りでは支える従事者、それから保険料を支える若手、いろんところで不足してくるわけですから、介護保険制度を継続していくという上ではいろんな覚悟が必要になってくるというところをこれからも啓発していきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） お聞きして人が確保できないから事業停止というわけにいかんやろう。それはそのとおりです。ただ、この業界のやっぱり問題で言うと、最大は働く人たちの待遇の低さにあるということは以前から言われていました。ここをやっぱり抜本的に変えていく必要がある。

ただ、国がこの制度の中でこれまでやってきたのは、一つは、いろんな事業所の運営の運営費の削減とか、いろんな報酬の削減で、結果的には待遇がさらに悪くなってきた。なかなか補充される人たちがいない。ここを見直さなアカんと。これは町の仕事ではないですね。町にも関係ありますけれども、そういう交付金が来たことありますが、本当に国が抜本的に見直さない限り、この分野の改善がないのかなって、僕は思っているところです。

先ほどの条例の質問のときもそうでしたが、この町のやっていることが悪いと言ってるわけではないんですが、総合事業が導入されることによって自治体の考えによって差が出てくる事業があること。それに、今度の改定見ると、ちょっと

露骨に利用者にとって利用しやすいような緩和策ではなしに、事業者が運営するについて人員の見直しとかいうことで、例えば夜間、人を配置したのをいなくてもいいとか、ほかの施設も一緒に見ればいいのかっていう緩和策が入ってくるといのは、ちょっと僕はこの時期、それは意外やなと思うところです。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） この48号の中ではまだ人員の緩和まではうたっていないわけですが、4本の中ではそういったことも出てきております。あくまでも事業の継続に向けて対応しているということでございます。

それから、総合事業の移行についてですが、平成29年に総合事業への移行が始まり、順次改定、移行していきました。本町としても新しい永平寺町にふさわしいようなサービスができないかいろいろ検討してきたわけですが、なかなかそういう事業に向けて手を挙げていただくという団体、それから事業者さんについてはまだ発生を見ていません。ですから、従来の要介護者が使う訪問型、通所型、これの基準を緩和した形で対応しているところでございます。

ですから、従来の要介護者が使う訪問型、通所型、これの基準を緩和した形で対応しているところでございます。

移行について要支援者のサービスについて順次移行していったわけですが、今まで要介護サービスを受けていた方もきちんとという表現させていただきましても、要支援者の方も緩和された訪問型、通所型のほうに移行されて、サービスを受けていらっしゃいます。

料金についても若干見直しを図った点もございまして、必要なサービスを受けていた方は全部訪問型に移行した。加えて、料金についても、介護報酬についても1割ほど安く提供できているという実態がございまして。

令和2年度においても同様なサービス内容となっておりますけれども、現時点においては提供できるサービス体制において比較的安価に抑えられた財政で提供しているということでございます。

今後、永平寺町においても実態に即した新しいサービス体制については住民の方のご理解を得ながら、また事業者さんのご協力を得ながら体制をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について第2審議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、第2審議を行わず、第3審議に付すこと
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに
決定いたしました。

これで、議案第48号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第49 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第49号、永平寺町指定地域密着型サ
ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議案第49号について補足説明をいたします。

地域密着型サービスについてでございますが、このサービスは介護が必要とな
った場合でも、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、要介護1から5に認
定された、原則として永平寺町に住所を有する人に対して小規模な施設サービス
を提供するものです。

今回の改正では、議案第47号と同様、①から⑤までの改正のほか、⑥番目と
しまして、事業所で介護に関わる職員に認知症介護基礎研修の受講を義務付けて、
対応力の向上を図るというものです。

なお、医療介護の有資格者は除くということで条件設定をされております。

⑦番目に、幾つかの種類の実業所で配置する人員基準を改正します。

定期巡回型、随時対応型介護看護、夜間対応型訪問介護、本町には事業所ござ
いませんが、こちらのほうでは電話相談を行うオペレーターの基準を緩和し、同
一敷地内の事業所との兼務を可能としております。これが金元議員おっしゃって
いた夜間の配置義務の解除ということになります。

次に、認知症対応型通所介護、グループホームですが、これでは管理者の配置
が小規模多機能型居宅介護支援事業所と地域密着型介護老人福祉施設の併設され

た事業所ですね。管理者と従業者も兼務を可能としています。

認知症対応型生活介護では、サテライト型を隣接して開設している場合に夜勤対応職員に緩和基準を設けています。

⑧番目としまして、認知症対応型共同生活介護のサテライト型事業所の基準を創設しております。

制度の安定性、それから持続可能性の確保を加え、改正しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、具体的には課長が言われましたけど、利用する人にとってより安全性が確保される内容に変えられているのか。運営者側にとってより楽になるのかという見方をすると、それは少し見えてくるんでないかな。ここはこれから、本町に今ないのもあるということになっても、今後いろんなところで実施されることがあれば、そういうところで緩和される。

例えば看護師さんなんかは病院で病棟なんかの夜勤をやる時、以前は複数でよかったのに今は1人でとかいうように変わってきました。看護師さんなんかは典型は、昔は3交代が今2交代です。2交代ということは、朝のいろんなことを考えると、下手すると36時間勤務というのがあり得るとかという話を聞いてますので、1つの改定が職員にも非常に責任が重くなる問題につながらないか。あと、利用する人たちにとって見ると安全性の確保がどうなのか。運営者側だけ基準が緩和されることで少し、人の確保という意味で大変なところがあるとすれば、その辺で少し楽になることがあるのかなとは思いますが、それでやっぱりいいのかなということで問題提起だけしておきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 問題提起をいただきました。

重ねて申し上げますけれども、事業の継続を見越した上での条例改正だということをお知らせいたします。

○議長（奥野正司君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私も金元議員とよく似てるんですが、一緒な考えなんですけれども。やはり今回のこれは、今、課長は非常に事業継続を強調してます。それ

はその大変なところを、それは事業継続に対して大変なというのも分かっています。しかしながら、やはり介護保険等ができたこと、それから今後高齢者の方がどんどん増えてくることを考えると、いろんな形で利用者側にとってはどうかという見方も必要じゃないかというふうに私も思っています。

それと、例えば、⑥番のところの受講の義務付けなんですけど、これは資格者でない人も往々にしてたくさん募集するよというような見方に立てるわけですね。有資格者でなくても、要はその講習さえ受ければオーケーですよという見方ですね。早く言いますと。だから、そんな点も考えると。

それとか、ここで言う巡回の⑦のところで1人をゼロにするとか、1人、ゼロでいいよというところも、やはりある面では先ほど言ったように安全性も含めて、利用者側にとってどうかというのは私は非常に疑問を呈するところです。私もそういうふうに思っているわけですが。

それとか、管理者のところも、ここに事業者はないとは言えますが、例えば夜勤体制の緩和も3人から2人にしてもいいよと。それはユニットの中で、ある程度近くで安全を確保できるならばという条件がついてはいますけれども、やはりそこらあたり考えると、いろんな体制の中で、それよりももっと従業員の方が働けるような関係をつくるのが一番じゃないかなというふうに私は思っています。そういう考え方についてはどのように考えていらっしゃるのかな。なかなか大変な質問で答えにくいかもしれませんが。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 資料に書いてある説明文だけを見るとそういうふうには受け取られるのかもしれないですけども、実際には人員配置基準というのは改正前にもございます。有資格者が配置されるべきところはしっかり配置している。

ただし、認知症対応の研修を受けて、有資格者以外の従業者も当然いらっしゃいます。その中でも研修を受けて、より質の高いサービスを提供していこうというのがここに狙いがあります。

逆に解釈されて、じゃ、有資格者じゃなくてもいいのかという捉え方は決してしてほしくないです。そういった資料になりますと、いろんな書き方をして文章で表してということになりますと、基準を全部添付して皆さんに説明せざるを得なくなってきました。私も専門家ではないのでそこまでの情報というか、ご説明までは申し上げられませんけれども、条例改正の中身としては、重ねて申し上げま

すけれど、事業の継続を狙っての改正です。利用者さんの安全に配慮するというのは当然ですし、ただでさえ従業者が不足しているという事業所です。そこまでハードルを上げていくということは、逆に事業所が潰れてしまう可能性もございます。全国的にはコロナ禍において事業所が廃止していくという事例も非常に多くなっております。町内の事業者さんは非常に頑張って事業を継続していただいております。幸いにも事故も起きていません。感染症クラスターも発生していません。非常に頑張っていただいていると思います。

そういった中でございますので、議員の皆さん、それから住民の皆さんについても、事業継続いただいていることに感謝するとともに、お手伝いいただく、新しいサービスを売るというところにもご理解をお願いしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 当然、今課長おっしゃっている意味は分かりますし。しかしながら、そういう面で今事業所が頑張っていると、そういうことも評価しますし、そこが大変ご苦労があるというのは認める上で、しかしながら、こういうことを決めることによって、結構そこらあたりが難しくなってくるんじゃないかと私は思って、一つの懸念なり、思いがあるということでコメントしておきたいと思えます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について第2審議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、第2審議を行わず、第3審議に付すことご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第49号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第50号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第50号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第50号について補足説明をいたします。

今回の改正は、議案第49号が要介護認定者へのサービス基準であるのと同様に、この第50号では要支援者に係る基準を改正するものになっております。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 最後に、どういう態度を取るかというところで、質問もなくしてそのままいくっていうのはなかなか失礼に当たるかなと思ってですが、基本的には説明書の中にあったように、感染症対策①から⑧まで主な改正内容ということで書いてあります。

ただ、この前の条文にもあったんですが、例えば、これは介護予防サービス事業の人員のとかいう問題も含めてですが、人員基準に関する見直しで、基礎研修の受講の義務付けは今ちょっと上田議員も質問していましたが、例えば前のところには栄養士とか管理栄養士を置かなくていいとかということがあったんですね。そんな問題も含めて、そういうリハビリには非常に大事な部分であろうところの改定というのはここには入ってないんですか。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 管理栄養士のことまでちょっと私も把握しておりませんでした。申し訳ございません。

基本的には、同一敷地内の事業所との兼務ということでご理解いただければと思いますけれども、詳細については改めて回答したいと思います。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、特に要支援者、今介護保険では症状が改善することによって支援金が増えるというような事業への取組の評価も具体的にされています。

かなりの額になるという話ですが。そういう中であってリハビリなんかで見ると、例えば高齢者の栄養への栄養失調といいますか、そういう問題で要介護の状況から抜け出せない人が多いというのはよく耳にします。非常に大事な部分だと思しますので、そんなのも含めてやられるのかなと思うとちょっと残念な思いがあるところです。

○議長（奥野正司君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 今回の改正では管理栄養士の基準の改正はないと思っただけであれば結構かと思えます。もともとの基準の中では配置基準があらうかと思っております。

改めて正確な点については次回にお答えしたいと思います。

重ねて申し上げますけれども、今回の改正は災害時感染症対策に応じた場合の緩和基準ということでご理解いただければと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） お諮りします。

本件について第2審議の提案がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、第2審議を行わず、第3審議に付すことご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで、議案第50号の第1審議を終わります。

○議長（奥野正司君） これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日6月12日から6月15日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月12日から6月15日までを休会とします。

なお、6月15日は午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

6月16日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 3時45 散会）